第２部　　災害予防計画

第１章　震災･風水害･津波災害共通予防計画

第１節　防災知識の普及計画

災害発生時に、住民、市職員及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、啓発についての計画を定める。

実 施 担 当	全部署
関係防災機関	各関係防災機関

１　住民に対する防災知識の啓発

災害時においては、住民自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害の正しい知識や防災対応等防災知識の普及を図る。

(1)　市広報紙等による防災知識の普及

市広報紙・パンフレット等を通じて、住民の防災知識の周知徹底を図る。

ア　食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄
イ　非常持出品の準備
ウ　住宅の耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止対策
エ　災害時の消火、救出救助、応急救護
オ　避難場所・避難路の周知
カ　災害発生時の危険箇所の周知
キ　地震・津波発生時の心得
ク　洪水・高潮・河川災害発生時の心得
ケ　土砂災害発生時の心得
コ　自動車運転時の心得

(2)　地域特性の把握

ハザードマップ、地盤高図の公表等を通じて、居住地域における地理的特性の周知徹底を図る。（地盤高図については、資料編　表1-1-4-1 を参照）

(3)　要配慮者の安全確保への啓発

介護者や地域住民に対して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保への支援についてパンフレットや市広報紙等により啓発普及活動を行う。

(4)　防災に関する講習会等の開催

防災に関する講習会等を開催して防災対策に関する知識を普及するとともに、性別や年齢に捉われない視点の必要性や「マイ・タイムライン」の作成などを周知し、住民が防災対策を自らのこととして考える機会を設ける。

(5)　避難所標識及び案内標識の設置

避難所標識や避難所案内標識を設置し、周知を図る。

(6)　防災ビデオ上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及

市民及び各種団体に対して、防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。

(7)　起震車等による防災知識の普及

市は、起震車等を活用し、防災知識の向上を図る。

(8)　社会教育を通じての啓発

市は、各種のサークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める等、地域住民の文化財保護に対する意識を高める。

(9) 相談窓口等
市は、災害対策等に係わる所管事項については、市民の相談に積極的に応ずる。

2 要配慮者等に対する防災知識の普及

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等の発行、関連するサイトの紹介などにより防災知識の普及に努める。（第２部第１章第16節「要配慮者安全確保計画」参照）

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

市は、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。
（第２部第１章第18節「ボランティア受け入れ体制整備計画」参照）

4 市職員に対する防災教育

災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために市職員としての必要な知識や心構えなどの教育を、研修会等を通じて行う。

(1) 防災研修会等の実施
防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災研修会を開催するとともに、市地域防災計画及び関係法令等の習得のため研修会を開催する。

(2) 災害発生時の市職員の動員体制と役割分担
災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、市職員の動員体制及び役割分担について研修会等を通じて習得に努める。

(3) 防災訓練への参加
市職員の防災技術の習得や防災意識の高揚を図るため、積極的に各種防災訓練への参加を図る。

(4) 見学、現地調査等
防災関連施設、災害警戒箇所等の見学、現地調査を実施し、適正な判断力と行動力を養成する。

(5) 防災関係機関の実施する講習会等への参加
防災関係機関の実施する各種講習会、研修会等に積極的に参加し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

5 学校教育における防災教育

学校教育においては、新潟県防災教育プログラムに基づき、児童生徒等の発達段階に応じて、既存の教科や学校行事なども活用し、教育活動全体を通じて「生き抜く力」を育むとともに、地域や家庭と連携した防災活動を取り入れることが重要である。

このため、教育委員会事務局、こども未来部、消防局及び各区役所は、児童生徒等に対し、安全教育の一環として各教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通じて防災への理解を深めるとともに、地理的特性を踏まえた防災訓練を通じ、災害時における防災技術の習得や防災意識の高揚を図る。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災の啓発

(1) 病院、福祉施設等における防災の啓発
病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(2)　ホテル・旅館等における防災の啓発

ホテル及び旅館等の施設の管理者は、宿泊客の安全確保のため、従業員に対し、消防設備の使用、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても避難経路等災害時の対応方法を明示する。

(3)　大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災の啓発

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策が迅速に実施できるよう職員に対する防災の啓発、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行う。

(4)　危険物施設における防災の啓発

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある危険物の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生時に備える。

7　防災関係機関における防災の啓発

電力会社、ガス会社、通信会社、交通機関等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関して、住民等が実施すべき安全対策等について広報を行う。

8　市民と地域の役割

(1)　市民の役割

ア　災害に関する広報、ハザードマップ等により事前に防災情報を把握する。

イ　防災に関する講演会、学習会等へ積極的に参加する。

ウ　次世代へ災害被災経験を伝承する。

エ　各家庭で事前対策及び災害発生時の行動に関して話し合う。

(2)　地域の役割

ア　自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

第2節　防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政を始めとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

実 施 担 当	全部署
防災関係機関	各防災関係機関

1　訓練の実施

(1)　防災訓練及び総合防災訓練

市は災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の命は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、住民参加型の防災訓練等を実施する。

ア　訓練の実施

原則として、毎年区役所単位の防災訓練を実施するものとし、５年ごとに全市的な総合防災訓練を実施する。

なお、防災訓練は新潟地震発生日（６月16日）、防災の日（９月１日）等の機会をとらえて行う。

イ　訓練参加機関

市、消防機関、防災関係機関、災害時応援協定機関、自治会・町内会、自主防災組織、防火連合協議会等防火協力団体、地域住民等

ウ　訓練概要

市内において大規模な地震又は風水害等の災害が発生したとの想定で、市、自治会・町内会並びに自主防災組織等を核とした住民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。

(2)　地域住民の自主防災組織による訓練

災害による被害は、広範囲かつ瞬間的な建物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超えた災害が想定されるため､住民･事業所による適切な防災活動が行われるよう、防災に関する知識や情報を提供し、協力体制の充実強化を図るとともに、行政・住民・事業所が一体となった防災体制の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施する。

(3)　消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、９月１日の「防災の日」を中心とした防災週間（８月30日～９月５日）等に、消防に関する訓練、災害時の住民と防災関係機関との連携訓練及び県内消防本部並びにその他関係機関と相互応援協定等に基づく合同訓練を災害時の対応能力の向上を目的に実施する。

(4)　水防訓練

市は、水防法第32条の２に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水が予想される最も効果のある時期に訓練を実施し、水防工法その他関連する訓練と合わせ講習会等を実施するとともに、関係団体が合同して行う訓練に積極的に参加する。

(5)　防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練に積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、各種訓練の実施に努める。

(6)　学校等の教育機関における訓練

各学校で策定の「応急対策マニュアル」に基づき、学校での様々な場面をとらえた検証

訓練を実施し、児童生徒及び教職員の災害時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難所としての役割についても検討する。

(7) 病院・社会福祉施設における訓練

病院や社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討する。

(8) 地域防災行政無線通信訓練

災害時の電話線等途絶の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員及び防災関係機関の無線設置部署職員に対し「新潟市防災行政無線局管理運用規程」に基づく通信訓練を実施し、無線運用の習熟に努める。

(9) 図上訓練

市は、災害時における状況判断能力や意思決定能力などの向上及び防災体制の課題の抽出等を目的として、図上で情報の収集・伝達、意思決定等を演習する図上訓練を実施する。

2 市民と地域の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組みを、住民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、津波避難ビル、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組みが地域の明暗を分ける結果となる。このため、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等による地域での防災訓練の実施や、避難行動要支援者名簿に基づいた避難行動要支援者の所在、状況の確認及び避難支援体制の整備、情報伝達体制や避難所の運営体制の事前確認など、日ごろからの体制強化に努める。

第３節　自主防災組織育成計画

「共助」の中心的な役割を担う組織として、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災組織の結成及び育成・支援を図る。

実 施 担 当	危機管理防災局　消防局　各区役所　関係部署

１　組織の結成及び育成・支援

市は、地域の自主的な防災活動を促進するため、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等コミュニティを中心とした自主防災組織の結成を図るとともに、地域での活動が継続的でより充実したものとなるよう、自主防災活動を育成・支援する。

２　自主防災組織の主な活動等

(1)　防災知識の普及に関すること。
(2)　災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、要配慮者対応、避難誘導等の応急対策に関すること
(3)　防災訓練・防災研修会等の実施に関すること
(4)　防災訓練用資機材の整備に関すること
(5)　避難所運営体制の整備に関すること
(6)　その他必要な事項

３　多様な世代の参画及び男女共同参画の推進

市は、自主防災組織の編成及び活動、並びに地域防災活動のリーダー育成にあたり、多様な世代及び男女それぞれの視点やニーズが反映され、性別や年齢等により役割が固定化されることのないように指導する。

４　組織の編成及び活動形態

自主防災組織の編成等は、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等の住民組織を単位とし、活動形態の例は、資料編　表2-1-3-1 のとおりとする。

５　地域防災活動のリーダー育成

市は、地域の自主防災活動が効果的に実施されるよう講習会や防災訓練等を通して、地域の防災活動の中心となる「防災リーダー」を育成する。

なお、その際は、組織のリーダーに複数の女性が参画できるよう、女性リーダーの育成を図る。

６　要配慮者への対応

市は、災害時に自主防災組織が地域の高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対して避難誘導等を行えるよう、講習会や防災訓練等を通して指導する。

７　自主防災組織の防災訓練

市は、自主防災組織の防災訓練実施にあたり、以下の事項について指導する。

(1)　防災訓練計画の策定

防災訓練計画は、参加者の経験や実績、地域の特性等を踏まえ、きめ細やかな配慮をもって参加意欲を高めるよう、「マイ・タイムライン」の作成に取り組むなど、創意工夫をこらした計画とする。

(2)　訓練体制の整備

ア　消防局等と連携した体制

自主防災組織の訓練体制は、災害時に初期消火、避難誘導、救出救護、情報収集等ができる体制整備を行う。このためには、消防局等と密接に連携した訓練を行い、自主防災組織の防災力の向上を図る。

イ　事業所等における自衛消防組織等との連携

地域に所在する事業所等の自衛消防組織等との共同訓練を行い、自主防災組織の連携強化を図る。

ウ　独自の訓練体制

消防等公的機関の救助が到着する前の状況を想定し、消防等の訓練指導を受けず、訓練を実施できる体制を整備する。

(3)　訓練の規模等

自主防災組織の訓練は、単独組織によるものを基本とするが、状況に応じて、複数組織による合同訓練を実施する。

8　防災資機材の整備

原則として、自主防災組織で必要な防災資機材は各組織で整備することとする。ただし、必要により防災訓練時等に、資機材の貸し出しを行う。

9　助成制度

自主防災組織の防災活動及び防災資機材の整備を推進するため、組織結成時に防災資機材を供与するとともに、防災訓練等の実施に対し、毎年度申請に基づいて、予算の範囲内で活動助成金を交付する。

なお、詳細については、資料編　16　新潟市自主防災組織助成要綱に示す。

10　市民及び事業所の役割

(1)　市民の役割

市民は、地域で「共に助け合う」意識を持ち、地元自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等が実施する防災訓練をはじめとした活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。また、活動に若い世代や女性が参画するための仕組みづくりに努める。

(2)　事業所の役割

事業所は、地域の自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等住民組織と連携を図り、合同で防災訓練や研修会を行うなど従業員等の防災意識・知識の普及啓発に努める。

11　地区防災計画の作成

災害対策基本法第42条第3項に基づき、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

第４節　防災都市計画

本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な市街地・農村集落の形成のため、都市計画に基づく防災・減災の推進と災害に強い市街地整備を推進し、都市の防災構造化を図る。

実 施 担 当	都市政策部

１　土地利用の現状と課題

本市では、平成17年の周辺市町村との合併により市域は大きく拡大し都市構造が変化したことや、近年の少子高齢化や景気低迷などの社会情勢の変化、環境問題への意識の高まりやライフスタイルの多様化などに対応した都市づくりを進めていくことが急務となっているところである。

本市の都心部である古町地区や万代・新潟駅周辺地区では、商業・業務施設やサービス関連施設の集積により発展してきたが、近年の自動車交通の急速な進展、郊外部への市街地の拡大及び大規模店舗の進出、価値観・ライフスタイルの多様化などにより人口の減少や空き店舗の発生など都市機能や求心性が薄れつつある。また、周辺の新津や豊栄、白根などの地域拠点においても同様の傾向が見られる。

中心市街地や古くからの既成市街地においては、一部に住工混在や老朽・狭小住宅の密集など、住環境の改善や防災上の対応が課題となっている。

また、古くからの工業地域においては産業構造の変化による工場の閉鎖・移転による土地の遊休化なども見られ、土地利用の更新が課題となっている。

一方、農村部では、集落の活性化や田園居住などに対応した土地利用の仕組みづくりが求められている。

２　都市計画に基づく防災・減災の推進

平成17年の周辺市町村との合併により、本市には線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外の都市計画に関してのルールが異なる３つの区域が存在していたが、一体の都市としてまとまりのある都市づくりを行なうため、全市を一つの線引き都市計画区域とした。

また、都市が発展し、都市活動の活発化・複雑化が進む中、都市に発生する災害に対しても多様な対応が求められているところであり、今後の都市づくりにあたっては、土地利用の状況や自然災害のリスクを勘案し、都市空間の確保や都市施設・機能の安全性の確保を図っていく必要がある。

都市計画においては、市街地の計画的な土地利用の促進と、効率的な都市活動や良好な都市環境の保全に対応するとともに、防災面にも配慮して、線引きや地域地区などにより適正な土地利用の規制・誘導に努めている。また、建築物の不燃化や道路・公園等によるオープンスペースの拡大なども含め、都市防災に対する総合的な対応を図っていく必要がある。

(1)　市街化区域及び市街化調整区域（線引き）

本市の全域が含まれる新潟都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域が定められている。

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められ、計画的な土地利用の誘導とともに、都市施設の整備が図られる。また、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域として定められている。

なお、災害の発生のおそれのある土砂災害特別警戒区域や河川区域などは、市街化調整区域とし市街化の抑制を図ることとしている。

（単位：ha）

新潟都市計画区域（新潟市域分）	72,645	市街化区域	12,985
		市街化調整区域	59,660

(2) 地域地区

ア 用途地域

用途地域は、住宅地や商業・業務地及び工業地などの基本的な土地利用を計画的に配置することにより、良好な市街地環境の形成と機能的な都市活動の確保を目的に定められている。

用途や面積、容積率などの制限により、建築物の立地や規模を規制・誘導し、住宅地での危険性の大きい工場の排除など防災にも配慮した適切な市街地環境の確保を図り、適正な土地利用の誘導に努めている。また、建ぺい率の制限により敷地内に一定の空間が確保され、避難経路の確保や延焼防止の効果が図られている。

・第一種低層住居専用地域　約 1,343ha
・第二種低層住居専用地域　約 94ha
・第一種中高層住居専用地域　約 2,093ha
・第二種中高層住居専用地域　約 717ha
・第一種住居地域　約 3,898ha
・第二種住居地域　約 484ha
・準住居地域　約 206ha
・近隣商業地域　約 674ha
・商業地域　約 411ha
・準工業地域　約 1,651ha
・工業地域　約 674ha
・工業専用地域　約 750ha

イ 高度利用地区

高度利用地区は、土地利用が細分化されていること等により、都市環境の改善又は災害防止の観点から、用途地域内の土地の高度利用と、都市機能の更新を図ることを目的に指定される。

地区内においては、建築物の敷地等の統合の促進と、小規模建築物の建築を抑制し、敷地内に有効なオープンスペースを確保するため、建築物の容積率の最低限度や建築面積の最低限度等を定めている。

・高度利用地区　約 6.4ha

ウ 高度地区

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完し、良好な居住環境やまちなみを維持することを目的に定められている。

建築物の高さの最高限度として、隣地の日照等への考慮又は良好なまちなみや都市景観の維持若しくは形成のため、絶対高さ制限と併せて、隣地境界線からの距離に応じて建築物の高さの最高限度を斜線状に制限する北側斜線制限を定めている。

・高度地区　約 16ha

エ 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため指定される。

これらの地域内においては、一定規模の建築物等は、耐火建築物等又は準耐火建築物等にするなどの防火上の構造基準が定められている。

・防火地域　約 6.4ha
・準防火地域　約 1,832ha

オ　その他の関係する地域地区

・風致地区　　約 270.4ha

(3)　地区計画

地区計画は、既定の都市計画を補完し、地区単位で良好なまちづくりを計画的に行なうことを目的に定められている。

道路・公園等の配置、建築物等の用途や形態等を、地区の特性に応じて、きめ細やかなルールを定めることができ、災害に強いまちづくりを行なうことも可能となる。

・地区計画　　80地区　約 1,047ha

(4)　その他

都市計画は、都市の防災化を図るうえで、都市基盤の形成を誘導することから、今後とも更に都市における防災性能の向上に配慮して市街化区域及び市街化調整区域や地域地区とともに、道路、公園などの都市施設及び市街地開発事業等に関する計画などについて必要な変更及び決定を推進する。

3　都市の強靭化の推進

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮するとともに、都市基盤施設の整備等により安全な市街地の形成等の施策を一層推進する。

(1)　密集市街地の面的整備

木造建築物等が密集している市街地において、建築物と公共施設の一体的な整備等を行うことで、建築物の耐震不燃化、延焼遮断空間、避難広場の確保、道路・公園等の公共空間整備等、都市機能の更新を図り、災害に強いまちづくりを進める。

(2)　土地利用の誘導

災害リスクが高い地域での新たな都市的な土地利用への転換を抑制・規制するなど計画的な土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。

4　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民と地域の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組む。

ア　日頃からの地域の防災上の課題等を把握

イ　災害に強いまちづくりを実現するため、市民一人ひとりがアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2)　事業所の役割

宅地開発等を行う際には、良質な住環境を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

第５節　建築物災害予防計画

地震や風水害等の災害発生時において、都市機能に支障が生じないように、また市民が安全に避難できるよう都市基盤施設の整備を行うとともに、ネットワーク化を推進する。

施設の計画にあたっては、その施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、いかなる場合においても人命に重大な影響を与えないことを基本とする。

既存施設に関しては、定期的に点検を実施し、必要な箇所から耐震性の向上に努める。

なお、公共建築物は災害時に重要な役割を果たすことから、耐震性、耐火性及び耐久性に配慮し、その機能維持に努める。

実　施　担　当	全部署
防災関係機関	各防災関係機関

１　公共建築物

(1)　防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

ア　災害対策本部が設置される施設（本庁舎等）

イ　医療救護活動の施設（病院、保健所、地域保健福祉センター等）

ウ　応急対策活動の施設（消防署、区役所、出張所等）

エ　避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）

オ　社会福祉施設（養護老人ホーム等、障がい者福祉施設、児童福祉施設等）

カ　社会基盤施設（上・下水道施設、農業水利施設、廃棄物処理施設）

(2)　防災対策の実施

(1) に掲げた建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す耐震対策を推進する。

ア　建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）による新耐震基準（昭和55年政令第196号・昭和56年6月1日施行）より前の建物について、既存施設の安全性を確保するため、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものについて耐震改修又は改築を計画的に進めるよう努める。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

(ｱ)　飲料水の基本水量の確保

(ｲ)　非常用電源の基本能力の確保

(ｳ)　配管設備類の耐震性・耐久性強化

(ｴ)　防災設備の充実

ウ　耐震性の高い施設整備

(1) に掲げる施設を建築する場合は、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりに努める。

エ　維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努め、建設当時及び改修時の設計図等の整理保管を行う。

２　民間建築物の安全対策

(1)　耐震診断・耐震改修の促進及び相談窓口等の充実

木造住宅や分譲マンション、特定建築物等の耐震化に対する助成及び指導･助言を行う。

ア　「新潟市木造住宅耐震診断士派遣制度」について

昭和56年５月31日以前に建築された木造戸建住宅（個人所有）を対象に、耐震診断

士を派遣し、診断を行う。

イ 「新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度」について

昭和56年５月31日以前に建築された木造戸建住宅(個人所有)を対象に、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。

(ｱ) 耐震設計

耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。

(ｲ) 耐震改修工事

耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該木造住宅の耐震改修工事を行うもの。

ウ 「新潟市マンション耐震改修補助制度」について

昭和56年５月31日以前に建築された分譲マンションのうち､「新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱」の事業要件を満たすものに対し、その分譲マンションの管理組合等が行う耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行う。

(ｱ) 耐震診断

耐震診断者が本診断の必要性等を判断する予備診断を行い、必要であると判定された場合に現地調査及び図面により精密診断を行い、地震に対する安全性を評価するもの。

(ｲ) 耐震設計

耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。

(ｳ) 耐震改修工事

耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該マンションの耐震改修工事を行うもの。

エ 「新潟市特定建築物耐震診断補助制度」について

昭和56年５月31日以前に建築された民間の特定建築物のうち、「新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱」の事業要件を満たすものに対し、その所有者が行う耐震改修等に要する費用の一部に対して補助を行う。

(ｱ) 耐震診断

耐震診断者が現地調査及び図面により、当該建物が地震に対する安全性を評価するもの。

(ｲ) 耐震設計

耐震診断の結果に基づき、倒壊する可能性が高いものを安全なものとするための設計を行うもの。

(ｳ) 耐震改修工事

耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該建物の耐震改修工事を行うもの。

オ 「住宅建築相談会」について

住宅の新築、増築、改築、耐震化等について、定例相談会を開催し市民への相談、助言を行う。

(2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の推進

新耐震設計基準施行より前に建築された建築物の耐震診断、改修についての啓発・指導を行う。

(3) 耐震性・耐久性に優れた住宅、建築物の整備推進

(4) ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性を周知し、必要に応じた指導・助言及び危険ブロック塀等の撤去に対する補助を行う。

ア　「危険ブロック塀等撤去工事補助制度」について

通学路等に接して設けられているブロック塀等のうち、「新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱」の事業要件を満たすものに対し、撤去工事に要する費用の一部に対して補助を行う。

イ　その他窓ガラス、外壁タイル、屋外看板等の落下防止について必要に応じた指導・助言を行う。

(5)　エレベーターの安全対策

エレベーター内への閉じ込め防止対策として、既存エレベーターの改修、地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について、必要に応じた指導・助言を行う。

(6)　耐震診断・耐震改修技術者の養成

建築関係団体と連携し専門技術者を養成する。

(7)　応急危険度判定士体制の整備

ア　二次災害を防ぐための判定士の養成とその制度の確立

イ　判定士への判定要請又は支援要請を行う連絡網の整備

ウ　判定制度の市民周知

判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、市民の理解を得られるよう、日ごろから判定制度についての啓発を行う。

(8)　防災上重要な建築物の被災予防

市内の養護老人ホーム、障がい者養護施設、病院等を防災上重要な建築物として位置づけ、耐震性・耐火性・耐久性の向上について啓発・指導を行う。

(9)　災害ボランティア活動への支援

応急危険度判定士及び災害ボランティアの活動受け入れ体制の整備を図る。

3　既存施設に対する安全性の確保

「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震対策等を促進する。

大規模な地震時に、避難所等や不特定多数の人が利用する施設等、市有建築物における大規模空間のつり天井(特定天井)や、照明器具等の落下による重大事故の発生を防止するため、安全対策を推進する。

4　高層ビル・駅舎・大型店舗の災害防止

高層ビル・駅舎・郊外大型店舗などは、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに被害の防止、軽減を図るため、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導する。

(1)　災害時の混乱防止のための各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

(2)　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

(3)　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底

(4)　災害時に利用者等の心理的不安を払しょく・軽減するための、効果的な広報の徹底

(5)　当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行

(6)　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

5　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市の指導・助言を参考に耐震性や耐火性の向上、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2)　地域の役割

地域内で著しく耐震性の劣る建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握する。

(3) 事業所の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市等の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

第６節　道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画

道路、空港、港湾及び漁港施設は、平時はもとより、地震発生時には応急対策活動においても重要な役割を果たす。

各輸送施設を管理する関係機関や施設占用者は、緊急輸送ネットワークの形成および耐震性を考慮した施設の整備に努めるとともに、応急対策活動の円滑な実施を図るため、関係機関相互の協力体制や情報伝達系統の確立を図る。

実　施　担　当	都市政策部　土木部　農林水産部　水道局　各区役所
防災関係機関	東京航空局新潟空港事務所　北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所　北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所　県　県警察 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所

１　道路・橋梁・トンネル施設等災害予防

(1)　耐震性の強化及び点検

各施設管理者は､施設ごとに耐震性を確保する必要があり､国が示す耐震基準に基づき、公共施設の整備を進める。

また、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補強等の災害予防措置を講ずる。

(2)　緊急輸送ネットワークの確立

ア　緊急輸送ネットワークの整備方針

災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（国・県・市・警察署・消防署等)、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅等)、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等)、防災拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立する。

イ　緊急輸送道路の最適化

社会情勢や道路網の変化を踏まえ、道路管理者、港湾管理者、警察、陸上自衛隊等と協議しながら適宜、時点修正を図る。

(ｱ)　第１次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路

県庁所在地、地方中心都市、重要港湾および空港などを連絡する道路

(ｲ)　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町村役場などの主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊など）を連絡する道路

(ｳ)　第３次緊急輸送道路

第１次、第２次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路

(3)　道路の整備

防災効果の高い広幅員の道路の新設や拡幅整備をはじめ、必要な補修を計画的に実施する。また、液状化も予想されるため、道路施設の耐震性とともに液状化対策についても検討する。

一方、道路上にある電柱・電線類は、消防救命活動の妨げになるばかりか、その寸断により市民生活に大きな支障となることから、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定し、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、積極的に無電柱化を進める。

(4) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、もぐり橋の解消や老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修・補強等の整備促進を図る。

(5) トンネルの整備

トンネルの新設にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、維持管理については、道路パトロールや定期点検等により必要な補強や補修等を行う。

(6) 緊急ヘリポートの確保

災害発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリポート等を確保する。(ヘリポート所在地（臨時含む）を資料編　表3-1-4-3に示す。)

2 空港・港湾施設災害予防

空港・港湾は、道路や河川など他の公共土木施設とともに、災害時において重要な役割を担うことが求められる。

したがって、災害時に施設が破壊されないよう十分な予防措置を講じておくとともに、高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策が重要である。

(1) 新潟空港

高速性に優れた航空輸送は、災害時にもその威力を発揮するが、航空機を使用するためには、新潟空港の施設が万全である事が前提となる。

施設整備に当たっては、被害を最小限にくい止めるため「空港土木施設設計要領平成31年４月（令和４年４月一部改訂)」等に従う。

(2) 新潟港西港区・新潟港東港区

災害時、特に、道路・鉄道軌道等の陸上輸送が不能になった場合、耐震強化岸壁が整備されている新潟港西港区・新潟港東港区は、海上交通の安全・安定性を活かし、物資や人員の輸送などに主要な役割を果たすことになる。

これらの機能を十分に発揮するためには、耐震強化岸壁等の整備や液状化対策など耐震性に優れた港湾施設の整備を促進するとともに、これらの港湾施設の周辺に災害時避難地として機能する緑地等の多目的な利用が可能なオープンスペースの整備を促進し、状況に応じて緊急物資の保管施設、通信情報施設、復旧工事基地、ガレキの仮置・処分場など、早期復興のために有効に活用できるよう計画的に整備を促進していくことが重要である。

このため、港湾施設の耐震性強化の促進及び災害時避難地として機能する緑地等の整備について、関係機関に強く働きかけるとともに、災害時には、これらの港湾施設が緊急輸送ネットワーク上の拠点施設として円滑に機能するよう情報伝達系統を確立し、関係機関等と相互に連携を図りながら応急復旧活動に取組めるよう体制を整える。

3 漁港・水産施設災害予防

(1) 現状

ア 松浜漁港・新川漁港・巻漁港は第１種漁港であり、市が管理している。
　なお、間瀬漁港は第２種漁港であり、県が管理している。

イ 漁港及び水産施設は、水産業の生産活動の拠点及び人々の生活環境の基盤であり、漁港施設については､被害を最小限に抑えるため､漁港設計基準等により設計されている。

(2) 予防計画

ア 災害に強い漁港及び水産施設づくりの推進と災害時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動ができるよう、情報伝達設備の強化を図る。

イ 救急物資の輸送及び復旧活動等が速やかにできるよう、県及び各漁業協同組合等との連絡体制の強化を図る。

ウ 安定した漁港機能の維持のため、長寿命化計画を策定し機能保全工事を実施する。

第７節　公園緑地災害予防計画

公園緑地施設については、災害発生時において一時的に周辺住民が避難を行うとともに、多様な災害応急活動を行うための場所になることから、一定規模の面積を有する公園緑地について、特にその安全性の確保に努める。

実　施　担　当	土木部　各区役所
防災関係機関	県

１　耐火性・防火性に優れた常緑樹の植栽〈不燃化促進〉

耐火性に優れた常緑樹などを主とした緑化による不燃化促進を図り、延焼遮断帯となるような公園緑地とする。

２　適正な樹木の維持管理による２次被害の防止〈倒木防止〉

地震や風水害等による樹木の倒木により､隣接した住宅等への被害を最小限に止めるため、樹木支柱の点検や樹木の剪定等を適正に行うとともに、枯れ木等による樹木の補植については、地盤や植栽位置などを考慮した樹木の植栽を行う。

３　災害に強い公園緑地の整備

災害発生時において、公園緑地に周辺住民が避難し、一時的に生活することも想定されるため、備蓄倉庫や非常用トイレ等の防災関連施設を有する災害に強い公園緑地の整備を推進する。

第８節　上水道施設災害予防計画

大規模な災害が発生した場合でも、水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水が継続できる水道システムを構築する。

また、災害時応急対策業務（応急給水、応急復旧）を円滑に実施するため、平時より必要な体制の確保・強化に努める。

実 施 担 当	水道局

１　施設面の災害予防

(1)　水道施設の耐震性向上対策

水道施設の新設時は、耐震性の高い構造を採用する。既存の施設については耐震性診断の判定に基づき、耐震化対策を実施する。

ア　建築物・土木構造物の耐震診断と対策

事業所庁舎・浄水場管理館等の建築物および沈澱池・ろ過池等の主要土木構造物について耐震診断を行い、必要な場合には補強、改修対策を実施する。

イ　水管橋を含む重要管路の耐震診断と対策

耐震診断を実施し、必要な場合には補強、改修対策を実施する。

ウ　耐震管の原則使用

(ｱ) 導・送・配水管の布設および改良・更新時は、原則として耐震管を使用する。また、既存管路の改良・更新の際も同様とする。

(ｲ) 重要施設に位置付けた市内の行政機関、救急医療機関への供給ルートである配水支管は、優先的に耐震管に入れ替える。

エ　管路施設の計画的更新

老朽化した管路施設（基幹管路・配水支管）を中心に計画的に更新する。特に腐食性土壌地域に埋設されている老朽管（鋳鉄管やねじ込み鋼管等）は外面腐食により災害時に破損するおそれが高いため、土質調査や破損事故の実績などにより地域的な優先順位を設定して更新を進める。

オ　給水装置（連合給水管を含む）の耐震性向上

新設の給水装置には、耐震性の高い材料の導入を進める。また、既存の装置の改良・更新の際も同様とする。

(2)　被害地域の限定化対策とバックアップ機能強化

ア　施設の分散と相互連絡の推進

効率的な施設運用を目指し、浄・配水場施設の統廃合を進めてゆく際は、取水、浄水、配水等の重要施設の複数・分散配置を考慮する。また、浄・配水場間の相互融通機能を強化する。

イ　給水区域の大ブロック化

給水区域を浄・配水場の系統ごとに独立した大ブロックに分割し、被害が他に及ばないような配水システムを構築する。

ウ　配水管網の小ブロック化

事故・災害時の被害範囲の極小化や復旧の迅速化を図るため、小ブロック構築を推進する。

エ　管路施設のバックアップ機能強化

大ブロック間及び大ブロック内で配水本管の相互融通、ループ化、管網化によりバックアップ機能の強化を図る。また、導・送水管についても同様に安定性の強化を図る。

オ　水道施設の予備力強化

水道施設の取水・浄水・配水能力等について供給予備力を強化する。また、最大稼働施設能力（公称施設能力と異なる）について調査を行い、非常時の最大供給量を把握し

ておく。

カ　自家発電設備の設置

水道局所有施設については非常用自家発電設備を設置し、必要に応じて２回線受電とする。

(3)　浄・配水施設の整備

ア　緊急遮断弁の整備

災害時応急給水量の確保のため、拠点給水所となる浄・配水施設に対して、緊急遮断弁等の整備を進める。

イ　計画一日最大給水量の整備

給水の安定性向上のため、配水池の有効容量が計画一日最大給水量の12時間分となるよう整備する。また、平時より配水池有効容量の50％を確保する運用に努める。

(4)　その他機械整備や薬品管理における安全対策

ア　転倒防止

機械、電気及び計装設備の振動による滑動・転倒防止策を講ずる。

イ　分離保管

浄水処理用・水質試験用薬品類の振動による破損・混薬の防止対策として、分離保管を進める。

(5)　執務環境の安全対策

ア　書類等の転倒防止

重要書類（管路図・応急給水場所・優先給水所関係書類）等の散乱は、応急給水・応急復旧活動に支障をきたすため、執務室内ロッカー等の転倒防止策を推進する。

イ　OA機器・動力電源の整備

被災時における、被害状況の集計報告、管路図の複写等において必要なOA機器（パソコン・コピー機・プリンター・ファクシミリ等）及びそれらの動力電源（小型発電機）の整備を進める。

２　体制面の災害予防

(1)　地震による水道施設及び給水装置の被害想定

ア　被害想定の実施

震災後の迅速な対応及び震災予防計画の見直しのため、液状化発生地域、地盤の不均一性及び液状化災害を踏まえた水道施設と給水装置の被害想定を行う。

イ　地震計の活用

震災直後の被害状況を把握するため、浄・配水施設に設置した緊急遮断弁等の地震計（加速度の情報等）を活用する。

(2)　職員に対する教育・訓練

定期的な研修や防災訓練を実施することで、災害対応力向上を図る。

(3)　水道用資機材の規格の統一

市独自の材料型式は、災害時の材料調達の際に迅速性を欠くことから、日本水道協会規格品への統一に努める。

３　災害時連絡手段の確立

「新潟市防災行政無線」のほか、「IP電話」、「衛星電話」を活用し、関係機関との災害時連絡体制の確立を図る。

４　災害対策用資機材等の整備

(1)　応急給水用資機材の整備

給水車、給水タンク、給水用加圧ポンプ、仮設水槽、仮設給水栓及び応急給水用ポリ袋の計画的整備・確保に努める。また、拠点給水所には必要な応急給水設備（仮設給水栓等）、

給水車注水設備を整備する。

なお、応急給水活動に必要となる資機材等については、信濃川浄水場及び竹尾配水場にある「緊急給水センター」にて一元管理することを基本とする。

(2) 応急復旧用資機材の確保

修繕用の資機材を応急対策用として活用する。さらに、災害時の材料調達が迅速にできるよう製造業者や代理店等と災害時応援協定等の締結を進めるほか、広域的な材料の確保に努める。

5 広域応援体制の強化

(1) 広域相互応援体制の整備

ア 広域応援体制の整備

各種応援要請ルール（災害対策基本法、地方自治法、日本水道協会、水道事業体等）のもとで現実的な対応ができるよう、関係機関と協議の上、体制整備を進める。

イ 相互応援体制及び派遣体制の整備

迅速かつ円滑な応急対策活動を実施できるよう、平常時より広域相互応援体制を確認するとともに、定期的な訓練を実施する。また、応援隊用地図の作成や宿泊場所の斡旋等、受援体制の整備を図る。

ウ 関係業界への応援要請体制

公的機関以外に応援協力を要請するため、あらかじめ市管工事業協同組合をはじめとする関係業界をリストアップしておき、復旧応援活動に関する協定等の締結を進める。

(2) ボランティア制度の活用

局元職員は水道業務のエキスパートであり、市内の状況にも精通していることから、震災時におけるボランティアとしての応援を目的とした「災害時支援協力員制度」を活用し、応急活動の充実を図る。

6 防災広報活動

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対し、防災体制、飲料水の確保（１人１日３リットル×３日分を目安)、衛生対策等の留意事項を広報誌等で広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会等への防災活動研修

自治会・町内会や自主防災組織等が主催する防災訓練に参加し、防災活動研修を充実させ、災害時における支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、災害発生直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について周知を図る。特に、地域の基幹病院、人工透析実施病院は多量の水道水が必要となるため、これらの周知を徹底する。

第９節　農地・農業用施設等の災害予防計画

農地、農道、用排水施設及びため池等の農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害解消のため、新潟県農業農村整備長期計画に即し、たん水防除、地盤沈下対策、ため池整備等により農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

実 施 担 当	農林水産部　各区役所
防災関係機関	県　土地改良区　土地改良区連合　農業協同組合　施設管理者

１　農地・農業用施設等の災害予防

(1)　各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意するものとする。(農業用施設一覧を資料編　表 3-1-30-1　に示す)

ア　管理体制等の整備

頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理が取れるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、管理体制の強化と徹底を図る。

イ　施設の点検

(ｱ)　常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努めるものとする。

(ｲ)　震度５弱以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、排水機場、ため池等の緊急点検を行う。その際に、危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告・指導等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

ウ　情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ　緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に一般社団法人新潟市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

(2)　農道施設の災害予防

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行う。

(3)　用排水施設の災害予防

用排水施設の整備にあたっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分配慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、その向上を図る。

(4)　ため池施設の災害予防

農業用ため池の大多数は、築造後かなりの年数を経過し、提体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備

するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

ため池の老朽化の甚だしいもの、提体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに計画的な施設の整備に努める。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池（防災重点ため池）については、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るとともに、計画的な施設整備に努める。

2　それぞれの役割

(1)　市の役割

ア　土地改良区等及び農業協同組合の連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

イ　気象、水象、地震に関する情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無及び震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報並びに被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

ウ　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、ため池等の緊急点検を行う。また、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する非難のための勧告・指示等を行うとともに適切な避難誘導等を実施する。

エ　被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

オ　応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(2)　県の役割

ア　市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

イ　気象、水象、地震に関する情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等や震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

ウ　施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合はパトロール等の現状把握に努め、また、震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点ため池等の緊急点検に必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもと適切な避難誘導を実施する。

エ　被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況

を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

オ　応急対策等の実施

関係機関等との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(3)　土地改良区・施設管理者の役割

ア　市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者から市への伝達等が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

イ　気象、水象、地震に関する情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無、震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

ウ　施設の点検

震度５弱以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、また、警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合はパトロール等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもと適切な避難誘導を実施する。

エ　被害状況の把握

市等と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

オ　応急対策等の実施

関係機関等との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(4)　防災関係機関の役割

防災関係機関及び団体等は、平常時より相互の連絡体制を整備する。

第10節　防災情報伝達手段整備計画

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、市と災害現場、防災関係機関、生活関連機関、住民との間等において情報伝達手段を確保し、その活用を図るよう体制の整備に努める。

実 施 担 当	危機管理防災局　　関係部署
防災関係機関	各防災関係機関

1　情報伝達手段の整備及び活用

(1)　市防災行政無線

市における防災行政無線の整備状況は次のとおりである。

ア　デジタル防災行政無線

デジタル防災行政無線は、260MHz帯の周波数を利用している。市関係部署の他、防災関係機関や生活関連機関にも配備しており、災害対策に必要な情報を相互間で伝達することが可能である。

整備状況は、資料編　表2-1-10-1 のとおりである。

イ　固定系（同報無線）

海岸、河口部の住民等へ地震・津波情報を、また、中ノ口川周辺住民へ河川水位の情報を迅速かつ的確に伝達するため､資料編　表2-1-10-2 のとおり固定系である同報無線を配置している。

今後は、主に津波対策用として海岸や河川の整備状況を勘案しながら整備を図る。

(2)　消防無線

災害現場や関係機関との迅速で的確な情報収集・伝達を行うため、資料編　表2-1-10-3 のとおり消防無線を整備している。

(3)　画像伝送システム

高所カメラでとらえた災害現場の画像を消防局で監視するとともに、災害対策本部にその画像を伝送し、災害発生直後の災害概況を把握するため、消防局に画像伝送システムを設置している。

大規模災害発生時には、通信衛星を介して国の防災機関、都道府県、全国の消防機関へ伝送し、迅速な救援体制の確保を図ることが可能となる。

(4)　防災相互通信用無線

防災対策に関して団体相互で共通運用するため、周波数150MHz帯及び400MHz帯を利用した防災相互通信用無線を市内に設置している防災関係機関や生活関連機関等は、次のとおりである。

県、県警察、海上保安庁、北陸地方整備局、東北電力ネットワーク株式会社、日本赤十字社、株式会社新潟放送、株式会社NST新潟総合テレビ、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社新潟テレビ21、株式会社新潟日報事業社、越後天然ガス株式会社

(5)　北陸地方整備局との防災用通信回線

マイクロ波多重無線通信システムを活用して、災害時における情報の収集・伝達などの通信確保を行う。

(6)　県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県防災行政無線は、新潟県が無線施設等を整備し、市町村は運用を行うもので、多重無線及び通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を利用して、県庁、県地域機関、自衛隊、市町村役場、消防本部等の間を相互に結ぶものである。また、地域衛星通信ネットワークでは総務省消防庁をはじめ、他都道府県の自治体との通信も可能である。

(7)　災害時優先電話（固定電話・携帯電話など）

災害発生時における電話の輻輳を回避できるよう、あらかじめ特定の電話番号を災害時優先電話として指定するように電話会社に申請を行い、承諾を得ておく。

(8) 日本赤十字社新潟県支部無線

日本赤十字社新潟県支部では、災害発生時における救急医療体制の整備を図るため、資料編　表2-1-10-4 のとおり無線を配置している。(赤十字波:150MNz帯、400MHz帯、防災相互通信波:150MHz帯を使用)

(9) タクシー無線の活用

「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、災害が発生した場合における災害情報の収集・伝達について、新潟市ハイヤータクシー協会及び新潟市個人タクシー事業協同組合の協力を必要とするときは、協力を要請することができる。

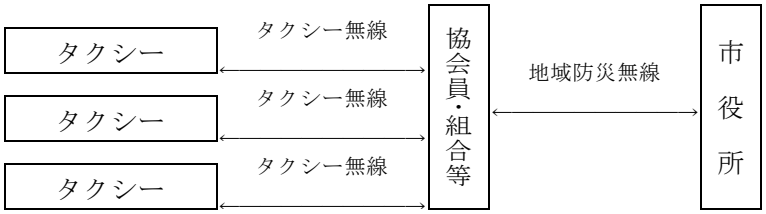

(10) 信越総合通信局の機材貸与の活用

無線機材等について不足が生じた際には、信越総合通信局に貸与を要請することができる。要請先及び貸与機器は、資料編　表2-1-10-5 を参照。

(11) その他手段の活用

緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。

ア　ホームページ
イ　にいがた防災メール
ウ　緊急速報メール
エ　ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)
オ　緊急告知FMラジオ
カ　Lアラート
キ　Yahoo!防災速報

2　災害情報伝達一元化システム

災害情報や避難情報などの緊急情報を市民に迅速かつ的確に配信するため、多様化した情報伝達手段を一元的に配信する「災害情報伝達一元化システム」を構築する。

3　情報手段の確保及び運用体制について

(1) 停電・耐震対策

停電時の対策として、無停電電源装置、直流電源装置、非常用自家発電設備等の整備を図る。

また、地震時の転倒防止策として、重要な設備等については、基礎ボルト、ストッパー等により固定する。

(2) 浸水対策

津波や豪雨時等の対策として、重要な設備等は、想定される浸水深を考慮した場所に設置し、機能の確保を図る。

(3) 運用体制の整備

防災訓練や通信機器の定期点検などの様々な機会をとらえて非常通信訓練を随時実施し、情報伝達手段運用の習熟を図る。

第11節　火 災 予 防 計 画

地震や風水害等の災害発生時における出火防止を図るため、平常時における火災予防対策を定めるとともに、消防体制の充実、強化に努める。

実 施 担 当	消防局

1　出火防止

地震や風水害等の災害発生時の初期行動及び火気使用設備・器具等の安全化並びに適切な管理により、火災の出火率を大幅に低減できることから、次の事項について市民、事業所等に対して指導を行い、防火・防災知識の普及高揚を図る。

(1)　予防広報の実施

市民の防火意識の高揚を図るため、講習会・座談会等を積極的に開催するとともに、マスメディア、ポスター・チラシ等による広報及び消防車両による巡回広報を実施する。

(2)　対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及

火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、対震自動消火装置付火気使用設備・器具等の普及と適正な管理の励行。

(3)　予防査察の実施及び防火管理者等に対する指導

予防査察を計画的に実施し、防火管理者等に対し、出火・延焼拡大危険の排除、避難路の確保、消防用設備等の設置・維持管理及び地震時の対応要領について指導し、防火対象物からの出火防止に努める。

(4)　住民及び一般家庭に対する防火指導の実施

あらゆる機会をとらえ､住民の防火に関する知識及び地震に対する備え等の普及に努め、一般家庭の防火診断を実施し、一般住宅からの出火防止に努める。

(5)　自主防災組織に対する指導

自主防災組織の即応力と防災に関する知識・技術の向上を図るため、防災訓練及び研修会への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織の育成指導に努める。

(6)　少量危険物等の適正な管理

少量危険物、化学薬品、火薬類及びガス等の流出及びタンク等の転倒防止並びに適正配置の指導、保管施設の耐震不燃化の促進に努める。

2　初期消火体制の強化

地震や風水害等の災害に伴う出火に際しては、各家庭、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等による初期消火活動が非常に重要となってくる。このことから次の事項を積極的に推進する。

(1)　一般家庭等における初期消火器具の普及

各種訓練、防火座談会等を通じ、消火器・消火バケツ等初期消火器具の普及に努める。

(2)　市民及び事業所に対する訓練指導の充実強化

市民及び事業所の防火意識及び防災行動力の向上を図るため、初期消火訓練を始め、各種訓練への積極的な参加を促すとともに、自衛消防隊等に対する訓練指導の充実強化に努める。

3　火災の拡大防止

地震や風水害等の災害発生時には、同時多発火災の発生と拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図りその被害の軽減に努める。

(1)　消防体制の強化

ア　消防装備の充実強化

消防職員の消防装備の充実強化及び震災対策用資機材の増強配備に努める。

（新潟市消防局現勢分布を資料編　表2-1-11-1 に示す。）

イ　消防水利施設の整備促進

災害時における消防水利の確保を図るため、耐震性防火水槽等消防用水利施設の整備促進に努める。

(2)　消防団の体制強化

ア　消防団員の確保

地域防災力の中核的な役割を担う消防団員の確保に努める。

（新潟市消防団現勢分布を資料編　表2-1-11-2 に示す。）

イ　消防車両等の整備・充実

大量動員可能な消防団をより効果的に運用するため、消防車両等の整備・充実に努め、地域防災対応力の向上を図る。

(3)　消防広域応援体制の強化

新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。（新潟市消防局加盟の消防相互応援協定等を資料編　表2-1-11-3 に示す。）

(4)　情報収集体制の強化

通信施設の整備を図るとともに、緊急情報連絡網等を利用した迅速、的確な情報収集体制の強化に努める。

4　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民の役割

災害発生時、「自分の家は家族で守る。」という意識を持ち、家庭防火に関する知識、火災の早期発見による避難、初期消火技術の習得に努め、消火器や住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置及び維持管理と防炎製品の普及に努める。

(2)　地域の役割

消防機関と連携した防火座談会の開催や消防訓練の実施等を通して、住民の防火意識の高揚を図るとともに、災害発生時における消防機関と住民及び住民相互の協力体制の確立を図る。

(3)　事業所の役割

日ごろから住民と意見交換を行うなどの交流を深め、災害発生時の協力体制を確立しておくとともに、自衛消防組織と住民が一体となった消防訓練等の実施に努める。

第12節　危険物施設等災害予防計画

地震動や地盤の液状化及び風水害等により危険物施設等が損傷すると、危険物の飛散又は漏洩並びに爆発又は火災等により周辺住民のみならず、その被害が広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。

また、学校や研究施設等における少量危険物、薬品等についても転倒・落下により火災発生等の危険がある。

このことから、危険物施設等の現況を事前に把握するとともに、法令基準の遵守及び施設・設備の耐震化に関する指導並びに自衛消防組織等の充実を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に関しては、新潟県石油コンビナート等防災計画による。（新潟西港地区石油コンビナート等特別防災区域を資料編　図2-1-12-1 に、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域を資料編　図2-1-12-2 に示す。）

実　施　担　当	消防局
防災関係機関	県警察

1　石油類等の危険物施設の安全対策

石油類をはじめとする危険物は日常生活に欠くことのできない存在となっていることから、危険物事業所等に対して次の指導を実施し、施設の安全対策を図る。（類別危険物製造所等施設数状況を資料編　表2-1-12-1 に示す。）

(1)　施設の安全指導

ア　危険物施設について査察等を実施し、施設の位置、構造及び設備が法令上の技術基準に適合した状態を維持するよう指導する。

イ　危険物保安監督者の選任、危険物の取り扱いについての技術基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確立を指導する。

(2)　保安教育及び訓練の実施指導

ア　危険物施設の管理責任者、危険物取扱者等を対象に、保安や事故防止に関する講習会、研修会を開催し保安管理体制の向上を図る。また、有事の際は、関係機関へ速やかに通報する体制の確立を指導する。

イ　危険物取扱事業所に対し、危険物安全週間、防災週間等の機会をとらえて、隣接事業所との連携等も考慮した、より実践的な防災訓練等の実施を指導する。

(3)　自衛消防組織等の充実強化

危険物取扱事業所に対し、災害発生時における対応の特殊性を考慮した自衛消防組織等の活動要領の作成など質的な充実と、隣接事業所間の相互応援体制の確立を図るよう指導する。

(4)　施設の耐震化の促進

ア　危険物取扱事業所に対し、その施設の耐震性に関する法令上の技術基準の遵守はもとより施設の状況に応じ、液状化発生危険など設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

イ　危険物取扱事業所に対し、消火設備の耐震性の向上が必要と認められるものについて、その耐震性の向上が図られるまでの間は、代替措置により地震発生時の必要な水利及び消火薬剤を確保するよう指導する。

2　学校や研究施設等の安全対策

毒物劇物、化学薬品を取り扱う学校や研究施設等に対し、消防法に基づく届け出の徹底とタンク・容器等の転倒・落下防止措置等、保管の適正化を指導する。

3　高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス製造施設等の実態を把握するとともに、査察等を通じて法令上の基準に適合するように指導する。

4　放射性物質保管施設の安全対策

放射性物質保管施設等の実態を把握するとともに、査察等を通じて防災上支障となる事項の是正を図る。

5　事業所の役割

(1)　共通事項

ア　災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　危険物施設等が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

エ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2)　危険物施設

ア　消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。

イ　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防災資機材の備蓄に努める。

エ　自衛消防隊員等の要員及び防災資機材等の確保について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

(3)　火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の作成等を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類製造業者及び販売業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4)　高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安統括者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ　災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5)　毒物劇物保管貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6)　有害物質取扱施設等

ア　水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直

ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射線使用施設

ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底に努め、災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等を定めた行動マニュアル類を整備する。

エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

(8) 危険物等積載船舶等

ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における消防体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

第13節　救急救助・医療救護予防計画

市は、地震や風水害等の災害発生時において、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機（器）材の整備と応急手当の普及啓発を実施する。また、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うため、事前に必要な体制の整備を図る。

実　施　担　当	保健衛生部　消防局　新潟市民病院　総務部　各区役所
防災関係機関	新潟市医師会　日本赤十字社新潟県支部　新潟県看護協会 新潟市歯科医師会　新潟市薬剤師会　県

1　救急体制の整備

地震や風水害等の災害発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、迅速かつ効率的な救急活動が出来るような体制整備等に努める。

(1)　救急資器材等の整備充実

高規格救急車及び高度救急資器材の整備を推進するとともに、現場応急救護所に必要な資器材を計画的に整備する。

(2)　応急救護所の開設訓練

災害時、各消防署所を応急救護所として開設し、多数の負傷者に対応できるよう、応急手当用品を計画的に配備するとともに、救急医療週間等に応急救護所の開設及び応急手当訓練を実施する。

(3)　救急救命士の養成

救急救命士をすべての救急隊に配置するため、計画的に養成していくとともに、救急隊員資格者の養成に努める。

2　救助体制の整備

地震や風水害等の災害発生時における同時多発の救助事象に迅速的確に対応するため、次の救助資機材の整備に努める。

(1)　高度救助資機材の整備

救助救出活動に迅速性、効率性を確保するため、高度救助資機材の整備に努める。

(2)　簡易救助資機材の配備

地域防災の要である消防団に対して、救助活動についての指導を積極的に行うとともに、のこぎり、ハンマー、ジャッキ等を計画的に配備して、救助活動の強化を図る。

3　市民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

地震や風水害等による建物やブロック塀の倒壊、落下物等に伴う、救急・救助活動に備え、市民に応急手当及び救助法の普及を図り、迅速かつ的確な救急・救助体制の確立を図る。

(1)　応急手当の指導

災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの市民が応急手当を施すことができるよう、救命講習を主とした応急手当の指導に努める。

(2)　救助法の指導

災害時には、一刻も早い救助が必要であることから、市民参加の防災訓練時に簡易救助器具等を使用した救助法の指導に努める。

4　災害医療救護体制の確立

保健衛生部は、地震や風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、災害医療コーディネーター及び災害医療コーディネートチームを配置し、県、新潟市医師会等医療関係

団体や医療機関との緊密な連携のもと医療救護体制の整備を行う。

(1) 災害医療コーディネート体制

ア 災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の配置

(ｱ) 災害医療コーディネートチームにコーディネーターを置き、保健所長をもって充てる。

(ｲ) コーディネーターは、災害発生時において、医師等の受給状況の把握及び派遣調整を行うとともに、医療救護全般を担うものとする。

(ｳ) コーディネーターの活動

コーディネーターは、災害発生時の医療救護活動に備え、下記の項目について整備を図る。

・医療救護活動の調整
・医療救護所の開設、閉鎖の判断
・医療救護チーム派遣に係る新潟市医師会などの医療関係団体との連携・調整
・DMAT・JMAT等の派遣医療チームとの連携・調整
・傷病者受け入れ医療機関確保の調整
・医薬品など必要物品の調達等
・新潟県災害相互応援協定市への医療救護班の派遣要請
・医療救護活動の県への報告
・保健活動やこころのケアチームとの連携
・その他災害時医療に関する調整

イ 災害医療コーディネートチーム(以下「コーディネートチーム」)の構成

コーディネートチームは、次に掲げる機関等のあらかじめ決められた担当者で編成し構成する。

構　　成	名　　称
災害拠点病院	新潟大学医歯学総合病院、新潟市民病院、済生会新潟病院、下越病院
医療関係団体	新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会、 新潟県看護協会、日本赤十字社新潟県支部
行政関係	新潟県、新潟市

ウ コーディネートチームの情報連絡体制の整備

災害医療コーディネーター及びチーム員同士の情報連絡体制を整備し、コーディネーターと各関係機関及び関係機関同士の情報共有を図る。

エ 災害医療コーディネートチーム連絡会議の開催

(ｱ) 保健衛生部は、災害時医療の円滑な実施を確保するため、災害医療コーディネートチーム連絡会議を設置するとともに必要に応じて開催し、医療救護のあり方や訓練の実施内容等について協議する。

(ｲ) 災害医療コーディネートチーム連絡会議は、次の事項を検討する。

a 災害時の医療救護体制の確保に関する必要な事項
b 新潟市地域防災計画の医療救護対策の実施に関する必要な事項
c 新潟市医療救護実施計画・対応マニュアルの策定に関する事項
d その他災害時医療に関する事項

オ コーディネートチームの訓練の実施

災害発生時の医療救護活動が円滑に機能するため、医療救護所や医療救護班の派遣調整を行う立ち上げ手順や、コーディネート機能が十分発揮される体制等の具体的な作業手順、コーディネートチームと連携して活動ができるよう情報伝達などの訓練を行う。

(2) 医療救護所

治療の優先順位による患者の振り分けを伴う医療救護活動を行う。

ア 医療救護所の設置

保健衛生部は、医療救護所として事前に指定している新潟市急患診療センターや新潟市口腔保健福祉センターに医療救護所を設置し、住民に周知する。また、災害の状況に応じ、指定避難所や公共施設等にも医療救護所を設置し、住民に周知する。

イ 医療救護所への医療救護班の派遣

保健衛生部は、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会等の医療関係団体と協議のうえ、医療救護所に医師、歯科医師、看護師、薬剤師及び補助者等で構成される医療救護班を状況に応じて派遣する。

ウ 医療救護班の業務

トリアージ、診断、治療、応急処置及び病院又は診療所への搬送、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。

(3) 後方支援病院

ア 災害拠点病院

災害時における拠点病院として、災害支援病院及びその他の医療施設からの患者の受け入れを行う。

名称	所在地	電話番号
新潟大学医歯学総合病院	中央区旭町通1番町754番地	
新潟市民病院	中央区鐘木463番地7	
済生会新潟病院	西区寺地280番地7	
下越病院	秋葉区東金沢1459番地1	

イ 災害支援病院

(ｱ) 救急医療における市内の病院群輪番制病院、救急告示病院等に協力を要請する。

(ｲ) 災害支援病院は、震災時における医療救護所等からの患者の受け入れを行う。

ウ その他の医療施設

保健衛生部は、患者の収容能力のある医療機関についても後方医療施設として協力を要請する。

5 患者等の搬送計画

保健衛生部は、消防局、総務部、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関の協力を得て、以下の搬送計画を策定する。

(1) 患者の搬送体制

(2) 医薬品や医療資器材の搬送体制

6 救急連絡体制の確立

保健衛生部は、「新潟市防災行政無線」や「新潟県広域災害・救急医療情報システム」のほか、MCA無線などを活用し、県、市関係部署、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との災害時の救急連絡体制の確立を図る。

7 救急・救助体制の整備

(1) 緊急救助活動における交通確保

建物の崩壊や道路の損壊等により、交通障害が発生した場合、交通確保対策を、警察、消防及び関係機関と予め協議し、対策を講ずる。

(2) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(3) 医療機関における医師、歯科医師、看護師等との連携強化

救急搬送者の受け入れを円滑に行うために、各医療機関における医師、歯科医師、看護師等と情報共有を図る。

8 消防応援部隊の受援

消防対策部は、新潟県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、消防応援部隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。

9 医薬品及び医療資器材等の確保

(1) 医療救護所等における災害時に必要な医薬品及び医療資器材等の確保

保健衛生部は、医療救護所等に必要な医薬品及び医療資器材等を予め確保する。

(2) 災害時における医薬品及び医療資器材等の供給に係る協定の締結

保健衛生部は、市内の医薬品等卸業者と医薬品及び医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(3) 医療救護所等への供給体制の確保

保健衛生部は、医療救護所等開設後、すみやかに各医療救護所へ必要な医薬品及び医療資器材等を供給する体制を確保する。

10 一般用医薬品等集積所

(1) 一般用医薬品等集積所の設置

保健衛生部は、避難所などに一般用医薬品等を迅速に供給するため、物資集配施設（資料編 表3-1-18-1 参照）内に一般用医薬品等集積所を設置する。

(2) 一般用医薬品等集積所の業務

ア 避難所等への一般用医薬品等の供給管理

イ 避難所等の要請に基づき医薬品等卸団体への一般用医薬品等の納入要請

ウ 一般用医薬品等の受け入れ及び配布

エ 一般用医薬品等の在庫管理

11 医薬品供給センター

(1) 医薬品供給センターの設置

保健衛生部は、医療救護班が使用する医薬品等を迅速に供給するため、新潟市総合保健医療センター内に医薬品供給センター（以下「供給センター」という。）を設置する。

(2) 供給センターの活動体制の整備

保健衛生部は、供給センターの災害発生時における活動体制について、予め関係団体と協議し、体制の整備を行う。

ア 供給センターのスタッフ

供給センターには、医療関係団体等が派遣する薬剤師、看護職及び保健医療活動本部職員により構成されることから、予め医療関係団体等と配置体制を確認する。

イ 供給センターの業務

供給センターは、医療救護所等への医薬品等の供給管理を行うほか、次に掲げる業務を行う。

(ｱ) コーディネーターの要請に基づき医薬品等卸団体へ医薬品等の納入要請

(ｲ) 医薬品等の搬送

(ｳ) 救援用医薬品等の受け入れ及び配布

(ｴ) 供給センターの保管する医薬品等の在庫管理 等

ウ 供給センターで取り扱う医薬品等の管理及び運営

保健衛生部で事前に備蓄する医薬品等については、予めリストを作成する。

(3) 医薬品等供給支援協定の締結
保健衛生部は、災害時における医薬品等の確保を図るため、予め医薬品等卸団体と供給支援協定を締結する。

12 病院等防災マニュアル等の策定

(1) 病院は、県及び新潟市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

ア 防災体制に関する事項
災害対策委員会の設置、ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等

イ 災害時の応急対策に関する事項
病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等

ウ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項
重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等

エ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項
トリアージ、入院システム等

オ 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

カ その他
医療施設等の確保、自家発電装置の運用法等

13 市民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

第14節　災害備蓄計画

災害時には、家屋の倒壊、焼失及び流失により食料・生活必需品の確保が困難となり、また救出救護活動のための医薬品及び防災資機材に対する緊急の需要も高まると予想される。従って、災害時における応急活動を円滑に行うため、平時より災害時に備え食料・生活必需品等の確保を目的とした備蓄体制の整備を図る。

実施担当	危機管理防災局　市民生活部　文化スポーツ部　保健衛生部　経済部 観光・国際交流部　土木部　消防局　水道局　市民病院　各区役所
防災関係機関	県　新潟市医師会

1　非常用食料及び生活必需品の確保

災害に備えて、市民の食料等の備蓄や市の指定避難所及び備蓄拠点での備蓄、県の備蓄拠点での備蓄並びに流通業者及び応援協定締結市町村等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後３日分相当の食料等の確保に努める。

(1)　各家庭による備蓄

災害発生後には食料品等の確保、供給が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で３日分相当の食料等を備蓄するよう市民への啓発を行う。

(2)　市の備蓄

食料等の備蓄は、県との役割分担に基づき、想定避難者数の２食分相当の食料備蓄を目標として、計画的な整備に努める。

なお、備蓄物資の中で保存期限のあるものについては、適宜入れ替え又は点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

ア　市の施設での備蓄

市の施設で、想定避難者数の２食分相当の食料を備蓄するよう計画的に積み増しを図る。また、市が備蓄している品目等は、市民へ広報する。

なお、広報の手段等については、第３部第１章第９節「災害広報・広聴計画」に準じる。

(ｱ) 主な備蓄品の現況

備蓄拠点、備蓄品目及び目標数量については、資料編　表2-1-14-1 に示す。

(ｲ) 通常の備蓄

被災者に対する食料等は「ビスケット」及び「保存飲料水」等の長期保存可能な物とする。また、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。

なお、備蓄の際は、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮するとともに、食事に特別な配慮が必要な者への対策として、アレルギーに対応した食料の備蓄を推進する。

(ｳ) 要配慮者用の備蓄

高齢者や乳幼児等に配慮した食料として「お粥」「粉ミルク」等を、生活必需品として「紙おむつ」「哺乳瓶」等要配慮者に配慮した備蓄の整備に努める。

(ｴ) 備蓄場所

災害の種別に関わらず、速やかな物資配布が可能となる備蓄場所の確保に努めるとともに、発災時すぐに必要となる物資の、避難所への分散備蓄を推進する。併せて、市が指定した公共施設等を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。

イ　流通備蓄

協定業者等から物資を調達するため、卸・小売業者と災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定確保を図る。

ウ　職員備蓄

市民の生命・安全確保を最優先とし、食料品等の確保、供給が困難な状況において災害対応を迅速に行うためには、職員各々が日ごろから災害に備えて物資を備蓄しておくことが重要であるため、全職員が食料等の物資備蓄に努める。

(3)　協定等による他の地方公共団体からの確保

県並びに災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している市町村等の応援により、確保を図る。市は、物資等の調達を要請する際は、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮する。（第３部第１章第３節「応援要請計画」参照）

２　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の避難所等を中心に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。（第２部第１章第11節「火災予防計画」並びに第３部第１章第19節「応急給水計画」参照）

３　医薬品及び医療救護用資機材の確保

災害時において、医療救護等の措置を迅速かつ適切に講ずるため、市医師会及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。

また、医薬品及び医療救護用資機材の不足に対応するため、市内の医療品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに、応援協定締結市町村等の応援により、調達体制の整備を図る。（第２部第１章第13節「救急救助・医療救護予防計画」、第３部第１章第３節「応援要請計画」並びに第３部第１章第７節「救急救助・医療救護応急計画」参照）

４　その他応急対策用資機材の確保

災害時における救出救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用等の資機材を関連業者や応援協定締結市町村等の応援により確保を図る。（第２部第１章第３節「自主防災組織育成計画」、第３部第１章第３節「応援要請計画」並びに第３部第１章第16節「障害物除去計画」参照）

５　市民及び事業所の役割

(1)　市民の役割

ア　緊急時に携行できる非常持ち出し品の準備に努める。

イ　あらゆる場合を想定し、各家庭において、家族に合わせた３日分程度の物資等の備蓄に努める。

ウ　食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から３日分程度の分量を自ら確保するよう努める。

エ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

オ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

カ　車両の燃料を常に半分以上としておくなど、車両の燃料を確保するよう努める。

キ　その他災害時に必要な物資（毛布や携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2)　事業所の役割

ア　長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が１～３日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。

イ　事業所は、災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員分の物資等の備蓄に努める。

ウ　事業所は、地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進する。

エ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分程度の物資等の備蓄に努める。

第15節　文教予防計画

学校教育における日常の防災に関する措置について定める。

実施担当	教育委員会
防災関係機関	県

1　学校教育対策

(1)　校長の事前措置

校長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、次のような事前措置をとる。

ア　学校における備えと安全点検

(ｱ)　学校防災計画の作成

校長は、災害発生に備え、下記の事前対策、応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

a　事前対策

(a)　防災委員会の設置
(b)　災害対策本部学校班における教職員の役割分担並びに担当教職員が不在の場合の代行措置
(c)　施設・設備等の点検・整備
(d)　防災用具等の整備
(e)　防災教育の実施
(f)　職員の緊急出動体制
(g)　家庭との連絡
(h)　地域社会との連携
(i)　その他必要な事前対策

b　応急対策

(a)　発生直後における児童・生徒の安全確保
(b)　児童・生徒の避難誘導及び安全確認
(c)　災害情報の収集伝達
(d)　被害状況等の報告
(e)　下校措置
(f)　避難所開設・運営の協力
(g)　教育活動の再開
(h)　その他必要な応急対策

(ｲ)　防災委員会の設置

校長は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(ｳ)　日常の備えと安全点検

日常の備えとして必要な物品、災害時の教職員の連絡網、児童・生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備するとともに、あらかじめ作成した点検リストに基づきこれらを日常的に点検する。

また、学校の各施設・設備等及び避難経路の安全が確保されているか、定期的に点検する。

(ｴ)　学校医等との連携

学校医等の地域の医療機関、PTA及び自主防災組織等から災害時において協力が得られるよう、連携を深めておく。

イ　防災教育の推進

校長は、児童・生徒が防災上必要な知識、技能及び態度を身につけられるよう、家庭

及び地域との連携を図りながら防災教育を推進するとともに、教職員を校内・校外の研修に積極的に参加させる。

ウ　避難訓練

校長は、災害時の多様な状況を想定した避難訓練を実施する。

第16節　要配慮者安全確保計画

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など特に配慮を要する者（以下この節において「要配慮者」という。）及び、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下この節において「避難行動要支援者」という。）の安全を確保するための予防措置について計画を定める。

実 施 担 当	危機管理防災局　福祉部　こども未来部　観光・国際交流部　消防局 各区役所
防災関係機関	県警察　新潟市社会福祉協議会

1　避難行動要支援者に対する対策

(1)　全体計画の策定

発災時における避難行動要支援者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、避難行動要支援者名簿や避難支援体制、情報伝達体制などについて、本市の取扱い方針を定めた「新潟市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、支援体制の充実を図る。

(2)　避難行動要支援者の範囲

生活の基盤を自宅とする者のうち以下の者とする。

ア　高齢者（75歳以上の者だけで構成される世帯に属する者）
イ　要介護者（要介護度３以上の者）
ウ　障がい者（身体障害者手帳１・２級又は療育手帳Ａの所持者）
エ　「新潟市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の策定時点で災害時要援護者名簿に登録されている者
オ　自ら避難することが困難な者で、避難の支援を希望するもの

(3)　避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者の中には、避難情報を入手できれば自ら避難できる者もおり、避難支援者の負担軽減にもつながることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。また、自主防災組織や自治会・町内会では、避難情報を適切に入手できない避難行動要支援者がいる場合に備え、地域内の確実な情報伝達のための方法を定めるよう努める。

(4)　地域住民等に対する啓発

「市報にいがた」等の広報紙やテレビ・ラジオの広報番組を通じて、積極的に地域住民に対して避難行動要支援者の避難支援等についての啓発を図る。また、精神障害者保健福祉手帳や難病に係る特定医療費等の受給者証の所持者へは、手帳や受給者証の更新時などの機会を捉え、名簿への登載申請方法の周知を図る。

2　避難行動要支援者名簿の作成及び活用

(1)　避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下この節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成し、市内部組織（消防機関を含み水道局・市民病院・行政委員会を含まない）で共有する。

(2)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第49条の10第３項に規定された本市が保有する要配慮者の情報及び避難行動要支援者本人が提供する情報を収集・利用して名簿を作成する。名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

(3)　名簿の種類

ア同意者名簿

個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿は、避難支援体制の整備を図るため平常時から避難支援等関係者に提供する。

イ全体名簿

災害発生時に避難支援関係者その他の者へ迅速に提供し、避難支援等に役立てるため本市は避難行動要支援者全員の名簿を常備する。

(4) 名簿の更新

市は転居、転出、死亡等の情報や要介護認定、施設入所などの情報を把握し、名簿情報を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5) 平常時からの同意者名簿提供先（避難支援等関係者）

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿（同意者名簿）を、平常時から自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、管轄警察署に提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。また、避難支援に必要な資機材の整備を行う。

(6) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

名簿の提供先に対し、守秘義務の厳守、適正な管理、目的外使用の禁止、平常時の外部提供の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(7) 避難支援等関係者の安全確保と責任

地域における避難支援活動は、避難支援者本人とその家族の安全が確保された後に、危険を冒すような無理な支援を行わず、可能な範囲で行うことが大前提となるため、支援活動が行えなかった場合や活動中に避難行動要支援者に不慮の事故が発生した場合でも、避難支援等関係者等が責任を負うものではない。避難行動要支援者においても、このことを理解し、常に自助として可能な限り命を守るために行動しなければならない。

また、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、このことへの理解が深まるよう周知に努める。

3 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難支援計画の作成

災害発生時における避難支援活動の実効性を高めるため、市は自治会・町内会や自主防災組織といった地域団体や民生委員等と協力・連携して、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成に努める。また、居住地におけるハザードの状況から個別避難計画作成の優先度が高いと判断される避難行動要支援者については福祉専門職等と連携して個別避難計画作成を推進する。

(2) 個別避難計画作成の優先度が高い要支援者

同意者名簿登載者の中から以下の項目を踏まえて特定する。

津　　波	津波浸水想定区域のうち120分未満で津波が到達する区域・基準水位
洪　　水	洪水浸水想定区域・想定浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域
土 砂 災 害	土砂災害警戒区域

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報とその入手方法

災害対策基本法第49条の14第４項に規定された本市が保有する避難行動要支援者の情報及び避難行動要支援者本人が提供する情報等を収集・利用して個別避難計画を作成する。

(4) 個別避難計画の更新

避難支援避難行動要支援者に生じた状態の変化等について本人やその家族が申し出た場合等において個別避難計画を適宜更新する。

(5) 平常時からの個別避難計画情報提供先

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、個別避難計画情報

の提供に同意した避難行動要支援者について、地域の避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織）及び避難行動要支援者が日頃利用している居宅介護支援事業者・相談支援事業者等に個別避難計画情報を平時から提供する。

(6) 個別避難計画情報の漏えい防止のための措置

個別避難計画情報の提供先に対し、守秘義務の厳守、適正な管理、目的外使用の禁止、平常時の外部提供の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(7) 個別避難計画の位置付け

個別避難計画は避難支援等関係者への避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。また個別避難計画に基づき実施した避難支援等の結果について、避難支援等関係者等に法的な責任や義務を負わせるものではない。

4 要配慮者に対する対策

(1) 情報伝達システム等の整備

介助支援の必要な要配慮者を対象に、自動通報装置や聴覚障がい者用通信装置等の各種情報機器の設置拡大に努める。（詳細は資料編　表2-1-16-1 に示す。）

(2) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設（資料編　表2-1-16-2）に対して、電子メール、ファクシミリ等により洪水予報及び土砂災害等の伝達体制を整備する。

(3) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発

要配慮者が実際に参加体験できる防災訓練の実施やテレビ・ラジオによる広報番組、「市報にいがた」「点字版市報にいがた」「声の広報・新潟市便り」「点字版防災パンフレット」等あらゆる広報媒体により、防災知識の普及啓発を図る。

5 避難所等における対策

(1) 指定避難所への受け入れ体制の整備

小・中学校などの指定避難所については、バリアフリー対応の整備に努めるとともに要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

(2) 社会福祉施設等への受け入れ体制の整備

避難した先（小・中学校など）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な社会福祉施設等への緊急一時入所等の適切な措置を講ずる。

また、近隣自治体の社会福祉施設等との間で要配慮者の受け入れ等について協力体制を確立しておく。

(3) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい要配慮者のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している施設などを福祉避難所として指定する。

(4) 宿泊避難所の確保

避難所における感染症対策のための避難者の分散化等に対応できるよう、ホテル・旅館等の施設を災害状況に応じて開設する宿泊避難所として確保する。

(5) 人材の確保とボランティアの活用

避難所での介助者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努める。

6 外国人等に対する対策

(1) 防災知識の普及啓発

在住外国人向けに外国語ややさしい日本語による防災知識啓発情報を発信し、また外国

人観光客向けに英語、中国語、韓国語による避難誘導マニュアルを配布し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所について周知を図るとともに、宿泊施設事業者を対象とした避難誘導講習会等を開催する。

また、市や自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動への参加を呼びかける。

(2) 外国人の支援体制の整備

災害が発生した際に、外国語ややさしい日本語による情報提供や相談対応、並びに必要な避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体や市社会福祉協議会などと連携して、外国人の支援体制の整備に努める。

また、避難所に５言語の標識板（日・英・中・韓・露）を設置するとともに、４言語の多言語表示シート（日・英・中・韓）を配備する。

7 社会福祉施設等における対策

(1) 防災業務計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、防災機関への早期通報、入・通所者の安全な場所への誘導・搬送等の防災対策を速やかに実行するため、職員の役割や動員体制、保護者への緊急連絡方法などについて計画を定める。

ア 情報連絡体制、応援・地域協力体制の確保

社会福祉施設等では、施設職員等で構成する防災組織を設置し、職員等の役割分担の明確化、緊急連絡網の整備を図る。

また、日頃から地域の自主防災組織や消防署・警察署・近隣の同種施設等と連絡を密にし、緊急時の応援協力体制の確立に努める。

イ 夜間対応の充実

入所型の社会福祉施設では、直接処遇にあたる介護職員が交代で勤務している上、夜間については管理、監督職員等を含め職員数が手薄になるため、夜間の直接処遇職員や宿直員間で非常通報担当や入所者の安否確認担当、施設機能面の被災状況確認担当等の役割分担を明確にしておく。

ウ 避難場所の確保

社会福祉施設等では地震や風水害等の災害発生時を想定し、敷地内の安全な場所や直近の市立の学校等を避難場所と定め、予め避難経路や避難方法等について取り決めておく。

(2) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発

社会福祉施設等の管理者や職員は、策定した防災業務計画等が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、施設の入・通所者、保護者、地域住民を含めた防災訓練を定期的に実施する。

また、消防署等が実施する防災講習会や研修会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、防災週間や防災関連行事を通じ防災知識の普及啓発に努める。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるため、日頃から施設の点検をし、必要に応じて施設の計画的な改修に努める。

また、施設内の防災設備についても定期的な点検を行い、施設内の家具やロッカー等の転倒・落下の防止措置等の適切な整備を図る。

(4) 食料、水、生活必需品、障がい者用機器等の備蓄

社会福祉施設等では、災害に備え２～３日分の食料や水、生活必需品、ハンデキャップを補うための用具、機器などの備蓄に努める。

また､施設内で日常使用する医薬品や衛生材料等についても一定量の備蓄の検討を行う。

(5) 要配慮者受け入れ体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市域内で災害が発生し、要配慮者が定員数を超えて緊急に一時入所することを想定した、受け入れ体制を検討しておく。

また、近隣の同種施設とネットワークを形成し、相互の協力体制が速やかに組めるよう努める。

8　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民と地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、民生委員・児童委員、自治会・町内会等と協力して、要配慮者への支援を図る。

(2)　民生委員・児童委員、福祉関係者等の役割

民生委員・児童委員、福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、防災関係者と協力して、要配慮者への支援を図る。

(3)　介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設利用者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図るとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(4)　外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5)　障がい者雇用事業所等の役割

障がい者を雇用している事業所及び特別支援学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

第17節　避難計画

市は、災害時に住民等が自らの生命・身体の安全確保のための行動がとれるよう避難の考え方を明確化し、あらかじめ避難場所を指定して住民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備に努める。

実　施　担　当	危機管理防災局　福祉部　こども未来部　土木部　建築対策部 都市政策部　消防局　水道局　教育委員会　市民病院　各区役所

1　避難の考え方

住民が自分の命を自分で守るための正しい判断・行動ができるよう、避難の考え方を下記の４つの区分に整理し、周知を図る。

(1)　避難（一時的）
その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。

(2)　避難
住居地と異なる避難先などで一定期間仮の生活を送る。

(3)　待避
自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。

(4)　屋内安全確保
その時点に居る建物内において、より安全な部屋等へ移動する。

2　避難場所等の指定

災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）とを区別して指定する。（避難場所等の役割を資料編　図2-1-17-1 に、避難場所等の所在地等を資料編　表2-1-17-1及び表2-1-17-2 に示す。）

なお、暴風、洪水等の風水害が発生又は発生するおそれがある場合においては、原則として都市公園等の屋外施設へは避難誘導しない。

(1)　指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の４に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、災害ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

ア　指定避難所を兼ねる施設
被災者が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、地震、津波、洪水、土砂災害による避難者を受け入れるための緊急避難施設。指定避難所のうち、それぞれ異常な現象の種類ごとに避難可能な施設から指定する。

イ　津波避難ビル、津波避難場所
津波が発生又は発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高層な建物や高台（いっとき）の公園などから指定する。

ウ　一時避難場所
地震発生直後の緊急時における一時避難場所として、概ね0.25ha以上４ha未満の面積を有する都市公園等から指定する。

エ　広域避難場所
災害時等の緊急時における一時避難場所及び地震発生後、火災の延焼拡大等により一時避難場所が危険な状況になった場合の避難場所として、また、避難所に避難者を収容できない場合に避難施設を設置する場所として面積が概ね4ha以上の都市公園から指定する。

(2) 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の７に基づく指定避難所として、地震等による住居の倒壊、焼失などで住居を失った者を受け入れ、保護するため、市立小中学校、市立高等学校及び県立高等学校等から指定する。指定避難所のうち、発災当初は開設せず、災害状況に応じて開設する避難所を補助避難所とする。

なお、地震発生後の状況によっては指定避難所に該当しない公の施設等であっても避難所として開設することができる。

(3) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい要配慮者等のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者等の利用に適している施設などから指定する。（資料編　表2-1-17-3 に示す。）

(4) 予備的な避難所等の確保

避難所における感染症対策のための避難者の分散化や自宅療養者の避難等に対応できるよう、避難所に指定されていない公共施設、ホテル・旅館等を災害等の状況に応じて開設する予備的な避難所等として確保する。

３　避難場所等の整備

避難場所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。また、誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(1) 一時避難場所の整備

ア　都市公園等の整備

地震発生直後の緊急時の避難場所として、都市公園等の整備を計画的に進める。

イ　防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

ウ　耐震性防火水槽等の整備

一時避難場所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽を整備する。

(2) 広域避難場所の整備

ア　都市公園等の整備

地震発生後に大量の避難者が発生した際の避難場所として計画的に整備を進める。

イ　周辺の不燃化推進

避難者を火災の延焼など二次災害から保護するため、難燃性樹木の植栽や広域避難場所周辺の不燃化を推進し、避難者の安全確保に努める。

ウ　防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

(3) 避難所の整備

ア　安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事等を実施し、建物の耐久性を確保する。

イ　耐震性防火水槽等の整備

避難所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽等を整備する。

ウ　高齢者、障がい者に配慮した施設の整備

避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、高齢者、障がい者に配慮した施設の整備に努める。

エ　非常用電源及び照明器具の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源及び投光器等照明器具の確保に努める。

オ　非常用暖房設備の確保

市は防寒対策として施設管理者等と連携し、暖房器具の確保に努める。

カ　通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

キ　備蓄物資の配備・保管

災害発生直後から避難者への迅速な提供が必要となる備蓄物資、感染症対策及び避難所運営において必要となる資機材等について、配備・保管に努める。

ク　暗証番号式鍵ボックスの整備

地震、津波等の突発的な発災時において、市職員や施設管理者が避難所に到着出来ない場合でも、避難者の速やかな建物内への退避及び安全確保ができるよう、避難所開設体制の強化に努める。

(4)　福祉避難所の整備

ア　耐震化による安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事を実施する。

イ　飲料水、食糧、生活物資等の備蓄

要配慮者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

ウ　非常用電源の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源の確保に努める。

エ　通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

オ　ケアにあたる要員の確保

福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に要配慮者のケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

4　避難路の整備

広域避難場所までの避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努める。

5　住民等の避難行動の事前周知

(1)　避難行動の原則の事前周知

発災時に速やかに避難を開始できるよう、非常持ち出し品や備蓄を準備するとともに、避難する際は、以下の事項に留意するよう平常時から周知を図る。

なお、災害等の状況によっては避難所以外への避難も有効であることから、自宅や親戚・知人宅等について、ハザードマップ等で安全性を確認するよう周知する。

ア　避難は原則として徒歩とすること。

イ　避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、声を掛け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとること。

ウ　避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認すること。

(2)　避難場所及び避難方法の事前周知

避難場所等の位置と避難にあたっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

ア　避難所案内標識等の設置

イ　広報紙や防災パンフレット等の配布

ウ　ハザードマップの作成及び配布
エ　市ホームページへの掲載
オ　防災訓練等の実施

6　避難の誘導体制の整備

地震発生や避難情報の発令により避難所を開設した際に、住民が安全かつ適切に避難できるよう、消防団のほか消防機関、各警察署及び自主防災組織等の協力による避難の誘導体制の整備に努める。

(1)　安全な避難路の選定

また、避難の誘導時に備え、浸水、土砂災害、火災の延焼等により危険が及ばない十分な幅員を有する安全な経路を選定するものとする。

(2)　避難行動要支援者に対する避難支援体制の確立

市は、避難行動要支援者の避難の誘導及び支援に活用するため、避難行動要支援者名簿を作成する。また、自治会・町内会や自主防災組織等は、避難行動要支援者の個別避難支援計画を作成するように努めるとともに、避難支援に必要な資機材の整備を行い、避難支援体制の強化を図る。

7　避難所の開設及び避難者の受け入れ体制の確立

(1)　避難所の開設体制の確立

震度６弱以上の地震発生や避難情報の発令のほか、危機管理監等の指示などによる避難所開設に備え、施設管理者、市職員、地域住民の相互の協力により直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を構築する。

ア　市職員による避難所開設・受入

(ｱ)　業務時間中に開設が必要な場合

業務時間中(平日の午前８時から午後６時)に避難所の開設が必要となった場合は、区が割り当てた担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。

(ｲ)　業務時間外に開設が必要な場合

業務時間外（平日の午後６時から翌朝午前８時及び土曜日、日曜日、休日）に避難所の開設が必要となる場合に備え、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。

イ　施設管理者による避難所開設・受入

(ｱ)　業務時間中に開設が必要な場合

施設管理者は、鍵の管理者をあらかじめ指定し、災害時に施設を避難所として迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。

(ｲ)　業務時間外に開設が必要な場合

施設管理者は、鍵の管理者をあらかじめ指定し、災害時に市職員による避難所の開設が困難な場合は、避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。

ウ　地域住民との協働による避難所開設・受入

地震、津波等の突発的な災害時において、市職員や施設管理者が避難所に到着できない場合でも直ちに開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託、又は、区が選定した地域住民に対して暗証番号式鍵ボックスの暗証番号を伝達するなどして、避難所の開設及び避難者の受入体制を整備する。また、近隣住民が主体となって円滑に避難所を運営できるよう、施設管理者、市職員とともに平時から協力体制を構築する。

(2)　避難者の受け入れ体制の確立

地域住民、施設管理者、市は各避難所において、平常時から避難者の受入方法等に関する協議を行い、協力体制を構築する。

８　避難所の運営体制の整備

ア　避難所の運営体制

災害時の避難所運営を円滑に行うことができるよう、地域主体による運営を目指し、避難所業務に携わる地域住民、施設管理者、市の３者は、「避難所運営マニュアル」に基づいた運営方法等について共通認識を持つとともに、避難所ごとに部屋割図面の作成、開設・運営手順の確認、運営の主体となる組織（避難所運営委員会）の整備などに取り組み、平時から避難所運営体制の構築に努める。

イ　３者による体制構築の推進

地域住民、施設管理者、市の３者は、毎年度、避難所ごとに集まり、避難所の運営体制を構築するうえで必要な事項の検討を進めるとともに、連携・協力体制を確認する。

９　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民及び事業所に求められる役割

ア　家庭や事業所における日ごろからの備え

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について日ごろから備えに努める。

(ｱ)　地域の災害危険箇所を事前に知っておくこと

(ｲ)　災害時の避難場所等及び安全な避難経路をあらかじめ複数確認すること

(ｳ)　災害時の家族・社員等の連絡方法、集合場所をあらかじめ決めておくこと

(ｴ)　携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること

(ｵ)　避難情報の意味を正しく理解しておくこと

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ)　学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

ａ　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること

ｂ　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること

ｃ　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること

ｄ　近隣の事業所、自治会・町内会等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること

ｅ　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること

(ｲ)　その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

ａ　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること

ｂ　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること

ｃ　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導体制を整備すること

(2)　地域に求められる役割

ア　地域の役割

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により日ごろから備える。

(ｱ)　地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等を事前に確認し、災害時を想定した避難訓練等を実施すること

(ｲ)　避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難誘導に協力できる

関係を築くこと

(ｳ) 市や施設管理者と協同で避難所を円滑に運営できるよう、避難所運営訓練を実施すること。

(ｴ) 地域の地理的条件等に応じて、市が指定した避難場所等以外を「地域の一時的な避難場所」として独自に設定し、周知を図ること

なお、設定する際は施設の性質等を考慮し、災害時の利用について所有者や管理者と協議の上、設定する。

(ｵ) 近隣の自主防災組織及び自治会・町内会等と連携を図りながら、防災資機材等の確保に努める。

イ 地域における事業所の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ) 事業所の持つ資機材、知識・技術を活用し、自主防災組織等と協力して、地域の防災活動にあたること

(ｲ) 要配慮者等の避難を支援すること

(ｳ) 必要に応じて施設を地域住民等に「地域の一時的な避難場所」として提供すること

第18節　ボランティア受け入れ体制整備計画

被災者の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、連携協力の体制づくりを図る。

実 施 担 当	こども未来部　各区役所
防災関係機関	新潟市社会福祉協議会　日本赤十字社新潟県支部　市内青年会議所

1　市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備

市は、市社会福祉協議会と協議の上、災害ボランティアの募集広報及び市災害対策本部等との総合調整を行う市災害ボランティア情報センター並びに災害ボランティアの受け入れ・調整実務を行う区災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。

(1)　市社会福祉協議会は、市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置場所や運営組織・責任者を明確にする。

(2)　市は、市社会福祉協議会等と情報共有の方法を定めておく。

2　災害ボランティア受け入れのための事前体制の整備

市社会福祉協議会等は災害ボランティアの受け入れを円滑に行うため、下記を進める。

(1)　区災害ボランティアセンターの設置訓練

市社会福祉協議会等は、ボランティア活動を効果的に展開できる区災害ボランティアセンターを運営できるよう､関係機関や地域団体と共にセンターの設置訓練･研修等を行う。

(2)　災害ボランティアの事前登録

市社会福祉協議会等は、個人・団体を問わず災害ボランティアの事前登録を進める。(医療・福祉などの資格や特技を必要とするボランティアを含む。)

(3)　ボランティアコーディネーターの養成

市社会福祉協議会等は、被災者のニーズと災害ボランティアの意向をマッチングし、活動調整を行うボランティアコーディネーターを養成するよう努める。

(4)　災害ボランティア活動に関する普及啓発

市社会福祉協議会等は、市民に対し災害ボランティア活動に関する普及啓発を行う。

(5)　関係機関等のネットワークの推進

市社会福祉協議会等は、平常時から関係機関や活動団体が、地域や各拠点において相互に連携を深め、それぞれの主体的活動を活かせるよう、ネットワーク構築に努める。

(6)　資機材の整備

市社会福祉協議会等は、市と協議しながら、計画的に災害ボランティアセンターの運営等に必要な資機材の整備を進める。

(7)　感染症への対応

市社会福祉協議会は、市と協議しながら、衛生に配慮した災害ボランティアセンターの運営ができるよう、全国社会福祉協議会から示されるガイドライン等を参考とし準備を進める。

3　災害ボランティア活動内容の例

・がれきの撤去、分別
・泥だし、室内清掃
・引っ越しの手伝い
・物資等の仕分け
・炊き出し
・災害ボランティアセンター運営の手伝い
・こころのケアや交流活動の手伝い
・コミュニケーション支援

第19節　帰宅困難者予防計画

災害時には、公共交通機関の途絶により、新潟駅等の交通結節点を中心として多くの帰宅困難者の発生が想定される。多数の人が滞留することによる混雑や混乱、二次災害の危険を回避するため、官民が連携・協働し、一斉帰宅の抑制、帰宅困難者を支援するための体制整備を図る。

実　施　担　当	危機管理防災局　観光・国際交流部　経済部　都市政策部　各区役所

1　一斉帰宅の抑制

駅やその周辺、大規模施設において多数の人が滞留することによる混乱や二次災害の危険を回避し、一斉帰宅を抑制するため、以下の事項について周知・啓発を行う。

(1)　発災後はむやみな移動を控えること
(2)　事業所等における備蓄の推進
(3)　交通事業者や大規模施設管理者との連携による、利用者を適切に待機させ、安全な場所へ誘導するための体制整備

2　一時滞在施設・場所の確保

公共交通機関の途絶等による帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設・場所の確保やその周知に努める。

3　徒歩帰宅支援

徒歩帰宅者の安全かつ円滑な帰宅を支援するため、帰宅支援ステーションの確保やその周知に努める。

4　帰宅困難者等に対する情報提供

帰宅困難者等に対して、被害状況や公共交通機関の復旧見通しなど必要な情報提供を行うため、以下の事項について検討を行う。

(1)　一時滞在施設・場所及び帰宅支援ステーション、ターミナル駅周辺での情報提供方法
(2)　災害用伝言ダイヤル（171）などの家族等との安否確認手段の広報・啓発

5　観光客への対応

観光客の帰宅困難者に、一時的な滞在場所や必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し整備に努める。

6　外国人への対応

外国人に対する外国語ややさしい日本語による情報提供、帰国支援のため必要な事項を検討する。

第２部　　災害予防計画

第２章　震災予防計画

第１節　河川施設等災害予防計画

新潟市は沖積層が厚く堆積する地震動による液状化が起こりやすい地盤上にあり、護岸や堤防の沈下、陥没、および漏水等の発生が予想される。

また、市街地にはゼロメートル地帯が広がっており、浸水等の二次災害発生防止のための安全対策の推進を図る。

実　施　担　当	土木部　各区役所　消防局
防災関係機関	北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所　県　県警察

１　堤防等河川管理施設等の耐震化

河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

２　応急復旧体制の整備

河川管理者や関係機関と相互の連絡体制を確立し、浸水等の二次災害を防止する。

(1)　災害直後の河川情報の収集
(2)　要員及び資材の確保
(3)　応援協力体制の充実

３　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民及び事業所の役割

市民及び事業所は、平時より河川及び海岸の堤防や護岸などに漏水や亀裂などの異常がないか注意を払い、異常を確認した時は、遅滞なく国、県、市、消防機関、警察機関へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や避難所について、平時より確認しておく。

(2)　地域の役割

地域は、自主防災活動等を通じて、災害時における共助が機能するコミュニティの形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

第２節　下水道施設災害予防計画

地震時にも機能低下を最小限に抑え、かつ早期に機能回復可能な下水道システムを構築する。

実 施 担 当	下水道部　各区役所

１　下水道施設の耐震化・耐津波化及び減災対策の取り組み

・重要な管路の耐震化
・下水処理場及びポンプ場の耐震化
・避難所などにおけるマンホールトイレ（下水道直結型）の整備・処理場、ポンプ場での非常用電源設備等の整備
・処理場、ポンプ場における自己電源率向上に向けた取り組みの推進
・下水道BCPの改善及び訓練実施
・管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討
・下水処理場及びポンプ場、吐口の耐津波化

２　耐震設計及び液状化対策

地震時における下水排除・処理機能を確保するため、管渠、処理場、ポンプ場の新設・改築にあたり、耐震性を備えた設計を行うとともに液状化対策について検討する。

３　予防対策

既存施設の機能を確保するため、計画的に点検・耐震診断を実施し、必要な箇所について、予防対策をする。

４　既存施設の有効利用

・処理場における処理水活用のための設備の検討
・雨水の貯留管及び貯留池等における防火用水、雑用水の供給施設の検討

５　市民と地域、事業所の役割

・地震発生後は、下水道に流入する水の量を少なくするよう努める。
・下水道施設の復旧に協力するよう努める。

第３節　地盤災害予防計画

地震の地盤変化による人的、物的被害の発生を未然に防止するため、実態を調査し、危険な箇所における災害防止等の措置を講ずる。

実　施　担　当	危機管理防災局　建築部　都市政策部　土木部　各区役所
防災関係機関	県

１　地盤災害予防計画

(1)　計画方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は、

ア　地震が発生する前に行うもの

イ　地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。

地震による被害の程度は、地震の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

(2)　計画の体系

- 地盤危険箇所の調査・周知
  - 地盤危険箇所の調査
  - 地盤危険箇所の周知
- 土砂災害の予防対策の推進
  - 土砂災害危険箇所の指定及び土砂災害警戒区域等の法指定
  - 防止工事の推進
  - 警戒態勢の確立
  - 危険地域の制限行為に対する審査体制の整備
  - 予防対策に必要な資機材の備蓄
  - 情報交換・連絡体制の確立
- 軟弱地盤等液状化対策の推進
  - 地盤の液状化現象の調査研究
  - 地盤改良、液状化対策工法について
- 住宅等の安全立地
  - 未然防止のための計画
  - 住宅等の移転推進
- 二次災害の予防
  - 地盤危険箇所調査点検
  - 地盤危険箇所の応急対策
  - 二次的な土砂災害への対策

(3)　土砂災害危険箇所の調査・周知

ア　土砂災害危険箇所の調査

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するために県の行う調査点検に協力する。

イ　土砂災害危険箇所の周知

土砂災害危険箇所について住民への周知に努める。

(4)　総合的な土砂災害予防対策の推進

ア　土砂災害に関する法指定

県が行う対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするための砂防法等関係法の指定箇所の指定に協力する。（土砂災害警戒区域等を資料編　表2-2-3-1 に示す。）

(ｱ)　砂防法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・砂防指定地
(ｲ)　地すべり等防止法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・地すべり防止区域
(ｳ)　急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律・・・・・急傾斜地崩壊危険区域
(ｴ)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
・・・・・・・・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

イ　防止工事の推進

県の行う法定指定箇所についての、各種対策事業の実施に協力する。

ウ　警戒体制の確立

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を配置するとともに、情報ネットワークの整備を図る。

エ　土砂災害特別警戒区域の制限行為に対する審査体制の整備

土砂災害特別警戒区域の土地利用及び開発計画の制限行為に対する審査指導体制を、各関係機関で構成される「総合土砂災害対策推進連絡協議会」等の協力を得て整備し、災害の未然防止に努める。

オ　応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

カ　情報交換・連絡体制の確立

地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

キ　がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し移転を促進する。

(5)　地盤改良・液状化対策工法の普及

地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

(6)　住宅等の安全立地

ア　安全立地のための指導

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内において、住宅等に係る建築確認申請又はその他の建築行為に関する情報を入手した場合、建築主、設計者、施工者等にその区域の危険の程度、内容等を説明し、建築行為を再考するように指導する。

イ　危険集落の移転

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所における災害予防及び集落移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、市においては、防災対策事業又は危険集落の移転事業を推進する。

(7)　二次災害の予防

ア　土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の調査点検

震度４以上の地震が観測された場合、市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、対策施設の点検調査を、速やかに行う。異常が発見された場合、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ　土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の応急対策

地滑りの徴候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を整備するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護棚、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を実施する。

ウ　二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や､地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化したりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は、地震発生後の監視を強める。

2　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法により、県が、渓流や斜面及びその下流など、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、土砂災害のおそれのある区域を指定する。

3　市民への危険の周知

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めさせる。また、所有者、管理者又は占有者が災害の防止のため措置を講じる場合は、擁壁の設置等必要な措置について助言・指導を行う。

4　土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のパトロールの実施

各区建設課は、平常時から市内に点在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の防災パトロールを実施する。

5　崩壊防止対策

急傾斜等の崩壊を防ぐため、隣接市民に対し、常に次のような行為には十分注意するよう周知を図る。

(1)　排水路のないところに水を放流することや水を停滞させること、又は放水路の堆積物の放置
(2)　がけ下の掘削
(3)　立木竹の伐採
(4)　そのほか崩壊を助長するような行為

6　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払うとともに、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張ったりするなどの対策に努める。

なお、身に危険を感じた場合は、地域住民とともに自主的に避難する。

(2)　地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3)　事業所の役割

宅地開発を行う者は、法指定された土砂災害警戒区域等、開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

第４節　廃棄物処理予防計画

地震や風水害等の災害により発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平常時における予防対策を定めるとともに、災害廃棄物処理体制の充実に努める。

実 施 担 当	環境部　各区役所

１　災害廃棄物処理計画

大規模災害時には、平常時とは性状の異なる膨大な量の災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することが必要となるため、災害廃棄物処理対応に関して必要な想定を行い、具体的かつ実効性のある計画を策定する。

２　仮置場候補地の選定

仮置場の候補地は、公園、グラウンド、廃棄物処理施設、最終処分場等の公有地で、地域防災計画で災害時の利用用途が指定されている場所にあっては、対策本部と調整のうえ候補地を選定する。

３　資機材の確保

膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、必要な資機材の確保に努める。

４　有害物質取扱事業所の把握

有害物質を取り扱う事業所を把握するとともに、あらかじめ災害時における流出防止対策を講じるよう指導するなど、適正な処理体制の整備に努める。

５　他の地方公共団体等との相互応援協定

災害時における廃棄物処理体制の確保を図るため、応援協定締結市町村等に応援を要請できるよう体制整備に努める。

（第３部第１章第３節「応援要請計画」参照）

６　市民の役割

市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、協力できるよう努める。

第５節　トイレ予防計画

災害発生時におけるトイレ対策は、被災地域等の住民の健康保持や生活環境の保全を図るため重要となる。このため、トイレ対策の予防計画について定める。

実　施　担　当	環境部　各区役所

１　災害時の水洗トイレ等の使用に関する市民への知識普及及び啓発

(1)　家庭内の風呂等を利用した水の確保方法
(2)　災害用トイレの使用方法
(3)　プール、農業用水路、河川等の水を利用した水洗トイレの使用方法
(4)　携帯トイレの備蓄、マンホールトイレ及び仮設トイレの設置場所

２　携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画

災害発生による建築物の倒壊・焼失、上・下水道の破損等により、トイレが使用できない状態に備えるため、携帯トイレの備蓄や仮設トイレの設置体制を確立する。

(1)　携帯トイレの備蓄計画
ア　携帯トイレの備蓄については、想定避難者数に対応できるよう備蓄する。
（第２部第１章第14節「災害備蓄計画」参照）
イ　備蓄場所
各避難所、備蓄拠点等へ分散して備蓄する。

(2)　仮設トイレの確保及び設置基準
ア　仮設トイレの確保
仮設トイレは、基本的にはリース業者からの借り上げにより確保する。
また、不足する場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。
イ　仮設トイレの設置基準
仮設トイレは、避難所や公園等に設置する。
なお、設置数については、国が策定したガイドライン等を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人につき１基、避難生活が長期化する場合は約20人につき１基を目安とし、被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の状況に応じて決定する。設置にあたり、女性用対男性用の設置割合を考慮する。

３　トイレ用品・トイレ用具の確保

災害発生直後に必要なトイレットペーパー・紙おむつ・消臭剤等のトイレ用品等は、流通業者と応援協定を締結し、確保に努める。
（第２部第１章第14節「災害備蓄計画」参照）

４　他の地方公共団体等との相互応援協定

災害時における仮設トイレやし尿収集車等の確保を図るため、応援協定締結市町村等に応援を要請できるよう体制整備に努める。
（第３部第１章第３節「応援要請計画」参照）

５　市民と地域、事業所の役割

(1)　各家庭において、トイレの平均的な使用回数１人１日５回を目安として、地震発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
(2)　市民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができるコミュニティの形成に努める。

第６節　業務継続計画

大規模地震により本市が被災した場合においても、市民生活に不可欠な業務を継続実施するため必要となる方策について定めた業務継続計画を策定する。

実 施 担 当	全部署

１　業務継続計画の目的

大規模地震が発生した場合には、市役所自体も被災し、業務実施に必要な「資源」である人員、施設、ライフライン等に大きな被害を受け行政機能が低下することが予想される。そうした状況下にあっても、災害応急対策及び市民生活に不可欠な通常業務を継続して実施する必要があることから、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定するとともに、必要な資源の確保及び配分等の方策を計画として定め、早期における行政機能の回復を図る。

２　業務継続計画の策定

業務継続計画に記載する主な事項は下記のとおりとする。

(1)　業務継続基本方針及び適用範囲
(2)　想定地震及び被害想定
(3)　業務継続に係る必要資源
(4)　非常時優先業務の選定
(5)　業務継続に係る課題と対応策
(6)　その他業務継続に必要な事項

３　業務継続計画の適用範囲

(1)　適用範囲
　新潟市役所の全組織
(2)　対象業務
　新潟市役所の実施する全業務を対象とし、非常時優先業務を選定する。
(3)　対象期間
　発災から１か月以内

４　業務継続体制の発動・解除

(1)　発動権限者
　市災害対策本部長（市長）
(2)　発動要件
　ア　市域内に震度６弱以上の地震が発生したとき、業務継続体制を自動発動とする。
　　（「警戒配備及び非常配備に関する要綱」４号配備（全職員配備）と同等）
　イ　上記の他、市域内に大きな被害が発生した場合、又は、市役所機能に甚大な被害が生じた場合、市災害対策本部長が業務継続体制の発動を指示する。
(3)　解除
　市災害対策本部長（市長）は、全ての通常業務が再開したとき、または、業務継続体制継続の必要性がないと判断したとき、解除を宣言する。

５　業務継続計画の見直し

業務継続計画は被害想定の見直しや組織構成の変更、災害対応訓練の検証結果等に応じ、随時、見直しを行う。

第２部　　災害予防計画

第３章　風水害予防計画

第１節　気象等防災観測体制整備計画

風水害等の災害を防止するため、新潟地方気象台、市及びその他の防災関係機関は、気象観測体制の強化を図るとともに、相互の通報連絡体制の整備に努める。

実　施　担　当	危機管理防災局　土木部
防災関係機関	新潟地方気象台　北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所　北陸地方整備局新潟国道事務所 県　東日本旅客鉄道株式会社新潟支社

１　新潟地方気象台の観測体制

(1)　地上気象観測

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、相対湿度、風向、風速、積雪の深さの観測も行っている。

(2)　レーダー気象観測

気象庁は、全国約20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3)　高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33か所に設置され、地上約10kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4)　静止気象衛星

東経140度付近の赤道上の高度約35,800kmの静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を24時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

２　市の観測体制

(1)　防災気象情報システム

防災気象情報システムは、災害時に迅速な職員配備体制や防災体制を確立し浸水等の被害の予測をするため、民間の気象予報事業者から市域における雨量・風向・風速のリアルタイムの観測データや、降雨予測、台風進路予想等の気象情報の提供を受けるシステムである。

ア　機能

(ｱ)　市内18箇所（下表）の雨量・風向・風速のリアルタイムの観測データの提供

(ｲ)　１時間間隔で72時間先までの降雨予測の提供

(ｳ)　台風経路図、台風詳細情報の提供

(ｴ)　気象庁発表注意報・警報の情報の提供

(ｵ)　24時間体制で気象状況を監視し、災害発生の危険がある場合は、指定の連絡先へ連絡

(ｶ)　市ホームページによる市民への気象情報の広報

イ　効果

(ｱ)　警報発表前に降雨予想の通知を受けるため、速やかな職員配備が可能

(ｲ)　台風の規模・動向を知ることによる的確な防災活動の実施が可能

(ｳ) 気象庁発表の注意報・警報の最新情報の取得による防災体制の強化
(ｴ) 台風や前線等による降雨の分布や強度の把握
(ｵ) 床上、床下浸水等の被害予測
(ｶ) 防災対策の基礎的情報の蓄積・解析

【雨量・風向・風速観測場所】

観　測　場　所	
北区	北区役所、北区役所北出張所
東区	東中野山小学校
江南区	江南区役所
秋葉区	秋葉区役所小須戸出張所、新津B&G海洋センター
南区	南区役所
西区	西区役所、西区役所西出張所、西区役所赤塚連絡所、黒埼図書館
西蒲区	西蒲区役所岩室出張所、西蒲区役所潟東出張所、間瀬気象観測所
市内地域観測システム	新潟、松浜、新津、巻
	計18箇所

3　その他の機関の観測体制

(1)　北陸地方整備局（新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所・阿賀野川河川事務所）

新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所では、直轄管理にかかる道路及び河川の管理並びに防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。

システムは、道路系と河川系に大別され、新潟国道事務所では、雨量、気温、積雪、風向、風速及び凍結検知のデータを、信濃川下流河川事務所・阿賀野川河川事務所では雨量、積雪、水位・流量及び水質のデータを観測しているほか、信濃川下流河川事務所では海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。

データは、各河川・国道事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報をファクシミリや河川情報システム等により関係機関に提供している。

(2)　県（公共土木施設関係）

県土木部では、県の管理する道路、河川等、施設管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、降雨量や積雪深、水位等を観測している。観測データは、新潟県の雪情報や土木防災情報システム等により関係機関に提供している。

(3)　東日本旅客鉄道株式会社新潟支社

市域の各駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測によって気象観測を行っている。

ア　職員による計測

天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を１日２回観測し、定時に新潟支社へ報告する。

観測結果は、記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ　機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計、風速計等を設置し、雨量・風速を２分間隔で計測している。

観測結果は、新潟支社等に設置された監視画面に表示され、主に在来線関係の運転規制等に使用する。

第2節　水害予防計画

集中豪雨や大型台風等による洪水等の被害を事前に予防し、住民や水防関係機関に対していち早く適切な情報を提供することにより、災害活動体制の確立や住民等の効果的な避難等に役立てる。また、河川の流域のあらゆる関係者と協働し、地域の特性に応じたハード・ソフト一体の治水対策を推進する。

実施担当	危機管理防災局　福祉部　こども未来部　土木部　農林水産部 下水道部　消防局　教育委員会　市民病院　各区役所
防災関係機関	新潟地方気象台　北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所　県　県警察　消防団

１　都市たん水対策

(1)　下水道施設予防対策

下水道部は、集中豪雨等による雨水災害時にも既存施設の能力を最大限確保し、被害を最小限に抑え、かつ、より速やかな雨水排除を可能にする下水道システムを構築する。

ア　既存施設の能力確保

・非常用電源設備等の整備
・施設の計画的な点検等維持管理の実施
・既設管渠の適正な維持管理（排土・補修等）
・雨水マスの増設・改良

イ　速やかな雨水排除を可能とする下水道システムの構築

・雨水流出抑制対策の実施（雨水調整池・雨水貯留浸透施設の整備）
・雨水改善事業の実施（10年確率での下水道整備の推進）
・ポンプ場の運転管理の一元化（ポンプ場管理センター）
・たん水排除に備えた排水用ポンプの整備

(2)　土木施設等予防対策

道路、歩道等の透水性・排水性舗装への改良

２　河川予防対策

(1)　河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等

ア　各施設管理者は、施設の点検要領に基づき安全点検を実施するとともに必要な施設の補修、改修等を計画的に実施する。

イ　河川管理者は、河川の規模や特性に応じて、最低限必要な管理項目やその頻度等を基準化した維持管理基準に基づき、重点箇所や具体的な管理実施内容等を定める維持管理計画等を策定し、公表する。

ウ　市街地への浸水による二次災害防止のため、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(2)　河川施設の当面の整備目標

ア　信濃川、阿賀野川、中ノ口川については、150年に１回程度の降雨により発生する規模の洪水に対応できる整備を目標とする。

イ　その他の河川については、概ね30年から50年に１回程度の降雨により発生する規模の洪水に対応できる整備を目標とする。

ウ　前記の整備目標を定めた河川整備計画に基づき、河川管理者は施設等の整備を計画的に推進する。

(ｱ)　堤防築造、河川掘削等による河道改修及び内水排除施設等の整備・強化

(ｲ)　地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための樋門、樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備

(ｳ) 超過洪水対策の整備

(3) 水位情報、水位予報の収集

河川管理者からの水位情報、水位予報の速やかな収集等に努め、水防活動に備える。

3 水防体制の整備計画

(1) 水防管理者は水防活動の円滑な遂行を目的とした水防工法その他関連する訓練を実施する。

(2) 水防管理者は緊急時の水防活動体制の整備及び応急復旧用資機材の備蓄・配備を実施する。

4 住民の安全確保計画

(1) 洪水ハザードマップ等の配布による、避難場所及び避難方法の事前周知

(2) 防災に関する講習会等を行い、住民自らによる「マイ・タイムライン」などの避難計画作成を啓発

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の住民への伝達方法の整備

5 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民及び事業所の役割

市民及び事業所は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関又は警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認するとともに、「マイ・タイムライン」などの避難計画を作成しておく。

(2) 地域の役割

地域は、自主防災活動等を通じて、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、洪水、高潮又は波浪を想定した避難訓練等の実施に努め、洪水、高潮又は波浪時において、水防団長等からの要請により、水防活動に従事する。

6 地下街等における避難確保計画

(1) 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等を資料編 表2-3-2-1 に示す。

(2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施

前記（１）に記載された地下街等の所有者等は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保及び洪水時の浸水の防止を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者の意見を聞くよう努めるものとする。

また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

(3) 避難確保計画の作成指導等

市は、浸水想定区域内の地下街等の実態調査を実施するとともに、前記（１）に記載された地下街等の所有者に対し避難確保計画の作成に必要な指導を行う。

7 大規模工場等における避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施

水防法第15条に基づき、新潟市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例にある該当要件を満たす大規模工場等の所有者等は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を

実施するよう努めなければならない。また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告するよう努めなければならない。報告のあった大規模工場等を資料編　表2-3-2-2 に示す。

8　地下街等への洪水予報等の伝達体制の整備

市は、前記６（１）に記載された地下街等に対し、電子メール、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

9　要配慮者利用施設等における避難確保計画

(1)　水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において福祉施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設等を資料編 表2-3-2-3 に示す。

(2)　避難確保計画の作成並びに訓練の実施

前記（１）に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。

また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。

加えて、訓練実施後は、その結果を市長に報告しなければならない。

(3)　避難確保計画の作成助言等

市は、前記（１）に記載された要配慮者利用施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第３節　雪害予防計画

雪害発生時における市民生活の安定確保を図るため、平常時より除雪体制の整備や豪雪への備えを図る。

実　施　担　当	危機管理防災局　土木部　各区役所
防災関係機関	北陸地方整備局新潟国道事務所　県　新潟市社会福祉協議会

１　冬期道路交通確保

(1)　新潟市除雪対策本部の設置

市は、毎年度12月１日から３月31日までの間、「新潟市除雪対策本部」を設置する。除雪対策本部は「統括本部」及び「区除雪対策本部」で構成する。

「統括本部」は「区除雪対策本部」間の情報収集及び事務調整に関することを、「区除雪対策本部」は当該区の除雪計画の策定及び実施に関することを所掌する。

(2)　道路除雪計画

市は、国等の関係機関と協議し、毎年除雪対策本部を立ち上げるまでに「道路除雪計画」を定め、冬期道路交通の確保を図る。同計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

・除雪基本方針（除雪実施要領、除雪等出動基準など）
・除雪等実施計画（除雪計画延長、凍結防止剤散布延長、消雪施設等延長、機械配置台数など）
・地吹雪対策
・早朝降雪への対応
・大規模な車両滞留対策

(3)　地吹雪対策

市は、地吹雪発生による車の立ち往生等の被害を回避するため、「道路除雪計画」に基づき、ハード対策とソフト対策の両面から地吹雪対策に取り組む。

２　屋根雪等による事故防止の周知

核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者などの雪下ろしによる事故が懸念されることから、市は、屋根雪等による人身事故防止に関する市民への周知に努める。

３　不要・不急の道路利用を控える周知

集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第４節　土砂災害予防計画

土砂災害による人的、物的被害の発生を未然に防止するため、実態を調査し、危険な箇所における災害防止等の措置を講ずる。

実 施 担 当	危機管理防災局　福祉部　こども未来部　都市政策部　土木部 教育委員会　市民病院　各区役所
防災関係機関	県

１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の設定基準

土砂災害防止法により、県は、渓流や斜面及びその下流など、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、土砂災害のおそれのある区域を指定する。

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

（土砂災害警戒区域等を資料編　表2-3-4-1 に示す。）

(3)　土砂災害警戒区域ごとの土砂災害防止対策の推進

ア　土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備

市は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域における情報伝達方法等について、市民及び関係機関等に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。その際、水害と土砂災害の同時発生、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ　情報の収集および伝達体制の整備

市及び県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量であると災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報等の収集伝達を整備する。また、県及び市は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ　災害ハザードマップ等の作成と配布

市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめた土砂災害ハザードマップ等をわかりやすく作成し、市民等に配布するものとする。

エ　避難情報等の発令対象区域の設定

市は、住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるために、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。

オ　要配慮者利用施設に対する情報の伝達及び共有

市は要配慮者利用施設に対する情報の伝達体制の整備及び入所者の安否情報及び避難情報の共有化を図る。

２　土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の状況把握

土木部並びに各区建設課は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所について、県が行う基礎調査資料を基に、状況把握を行う。

（参考）「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」関係　急傾斜地模式図（資料編　図2-3-4-1 ）

３　住民等への危険の周知

(1)　土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所に該当する所有者、管理者又は占有者に対して、その維持管理に努めさせるとともに、災害の防止のため措置を講じる場合は、よう壁の設置等その他必要な措置について助言・指導を行う。

(2) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所をハザードマップ等により市民へ周知する。
また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。

4 崩壊防止対策

急傾斜地等の崩壊を防ぐため、隣接市民に対し、常に次のような行為には十分注意するよう周知を図る。

(1) 排水路のないところに水を放流し、又は停滞させないこと（常に水路の掃除を行うこと）
(2) がけ下を掘ったりしないこと
(3) 立木竹の伐採はしないこと
(4) そのほか崩壊を助長するような行為はしないこと

5 山崩れ等に対する予防

異常降雨や融雪時における山崩れ、崖崩れについて、保全対策及び危険箇所の予防対策として次の措置を行う。

(1) 警戒区域の指定
人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある場合は、警戒区域を指定する。
(2) 警戒区域の巡視
指定した警戒区域内の状況を把握し、被害の未然防止に努める。
(3) 緊急時の態勢
異常降雨及び降雪時において、山崩れ、崖崩れ及び雪崩発生の危険が増大した場合、地元消防団を動員し、危険区域の監視の強化を図ると共に、当該地区の住民に対する避難情報の発令を行う。

6 防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。また、定期的な防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

7 市民と地域、事業所の役割

(1) 市民の役割
市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、消防署、警察署等へ連絡し、身に危険を感じた場合は、地域住民等とともに自主的に避難する。また、土砂災害警戒区域等及び、土砂災害危険箇所並びに避難経路・避難所の位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。
(2) 地域の役割
地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。
(3) 事業所の役割
宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。
(4) 要配慮者利用施設の役割
土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成するなど、警戒避難体制の整備を図る。

8　要配慮者利用施設等における避難確保計画

(1)　土砂災害防止法第８条の２に基づき傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域内において福祉施設等の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる要配慮者利用施設を資料編　表2-3-4-2 に示す。

(2)　避難確保計画の作成並びに訓練の実施

前記（１）に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。

また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。

加えて、訓練実施後は、その結果を市長に報告しなければならない。

(3)　避難確保計画の作成助言等

市は、前記（１）に記載された要配慮者利用施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による避難情報の伝達体制を整備し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第２部　　災害予防計画

第４章　津波災害予防計画

第１節　津波災害における避難計画

市は、津波被害が予想される危険地域から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ津波避難ビル等を指定して住民に周知する。

実 施 担 当	危機管理防災局　消防局　観光・国際交流部　福祉部　こども未来部 教育委員会　市民病院　各区役所

１　自主避難の体制強化

津波から身体・生命を守るためには、自ら速やかに安全な場所に避難することが最も基本となることから、津波からの避難に係る本市の対応方針を定めた計画を策定し、実際の行動に結び付ける。

２　津波避難ビル等の指定

津波災害から住民等の安全を確保するため、あらかじめ津波避難ビルや津波避難場所（以下「津波避難ビル等」という。）を次のとおり指定する。

(1)　津波避難ビル

津波が発生又は発生するおそれがある場合に、緊急・一時的な避難に適した高層な建物を津波避難ビルとして指定し、津波が到達するまでに避難が困難な地域における避難場所の確保に努める。津波避難ビルは公的施設だけでなく、民間事業者の協力を受け民間ビルの指定に努める。（津波避難ビルの所在地等を資料編　表2-4-1-1 に示す。）

(2)　津波避難場所

津波が発生又は発生するおそれがある場合に、緊急・一時的な避難に適した高台の公園などを津波避難場所として指定する。（津波避難場所の所在地等を資料編　表2-4-1-2 に示す。）

３　津波避難ビルの開設体制等の確立

(1)　迅速な津波避難ビル開設体制

津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、可能な限り、あらかじめ近隣住民に鍵の管理を委託し、直ちに津波避難ビルの開設ができるように体制を整備する。また誘導口がオートロック等の施錠がされている場合は発災時における開錠方法をあらかじめ確立する。

(2)　受入場所の検討

津波被害からの安全を確保するには「より高いところ」への避難が大切となることから、津波避難ビル等所在地周辺の地理や地盤高を考慮し、施設の上層階や公園内の高台などを避難者の受入場所として使用するようあらかじめ活用方法を検討する。

４　津波避難ビル等及び避難方法の事前周知

津波避難ビル等及び避難方法の事前周知にあたっては、第２部第１章第17節「避難計画」の定めるところに準じて行うが、以下の点に留意する。

(1)　津波避難ビル等の案内標識等の設置

(2)　地域で実施する防災訓練での避難訓練、津波避難ビル開設訓練の実施

５　避難誘導体制の整備

大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された際、住民が迅速に避難できるよう、津波避難ビル等への消防団、自主防災組織等による避難誘導体制の整備に努める。また、避難誘導要員の危険回避を前提とした、津波到達時間内における活動内容をあらかじめ検討する。

６　要配慮者や観光客等への配慮

避難方法の事前周知、避難誘導の整備にあたっては要配慮者や観光客への配慮に努める。

7　市民と地域、事業所の役割

(1)　市民及び事業所に求められる役割

緊急を要する津波からの避難は、「集団避難」ではなく「個別避難」が基本となることから、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに、災害用伝言板などを活用した安否確認の連絡体制や来客者を含めた避難誘導体制の確立に努める。

(2)　地域に求められる役割

日ごろから津波の危険性を認識し、津波避難ビルや避難経路等を確認するとともに、地域における津波からの自主避難マップの作成に努める。また、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定の防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。

第２節　津波に関する知識の普及、啓発

第２部第１章第１節「防災知識の普及計画」に準じるほか、津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、市民が迅速かつ的確な避難行動を講じられるよう津波に関する知識の普及、啓発の徹底を図る。

実 施 担 当	全部署
防災関係機関	各防災関係機関

１　啓発内容

(1)　津波に対する心得
(2)　津波警報や避難指示等の意味
(3)　津波避難ビル、津波避難場所
(4)　避難の方法
(5)　情報収集の手段
(6)　応急救護の方法

２　啓発方法

津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット、市報・マスメディア等を活用し、地域住民や事業所等への知識の普及、啓発を図る。また、津波避難ビル等の避難先の確認や避難方法の習得のため、津波避難訓練等を推奨する。

第３節　津波防災訓練計画

防災訓練実施にあたっては、第２部第１章第２節「防災訓練計画」に準じることとするが、津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、避難訓練や津波避難ビル開設訓練等発災初動期における訓練に留意することが大切であり、訓練の積み重ねによる習熟度の向上を図ることが人命保護に不可欠である。

実 施 担 当	全部署
防災関係機関	各防災関係機関

１　訓練内容

津波災害が予想される際の災害対応は防災関係機関の的確な対応に加え、発災初期における避難活動については地域住民や事業者等の自主的な活動が不可欠となることから避難行動に不可欠な津波避難ビル等への避難や津波避難ビル開設における防災活動に留意することと、関係者連携のもと実践的な訓練を通した習熟度の向上に努める。

(1)　避難訓練

ア　津波警報等及び避難指示の受信手段の確認
イ　津波避難ビル等の選定・確認
ウ　避難路の選定・確認
エ　避難誘導方法の確認
オ　要配慮者の搬送方法の確認

(2)　開設訓練

ア　施設の開錠方法の確認
イ　上層階への移動方法の確認
ウ　津波警報等の防災関係機関からの情報収集手段の確認

２　市民と地域の役割

ハザードマップや地域で作成した津波自主避難マップに基づき、自主防災組織、自治会・町内会、コミュニティ協議会等による地域での防災訓練の実施や、避難行動要支援者名簿に基づいた避難行動要支援者の所在、状況の確認及び避難支援体制の整備など日ごろからの体制強化に努める。

第４節　津波被害を減らすまちづくり

津波からの被害を最小限にとどめるため、津波防災地域づくりに関する法律などを踏まえたまちづくりを進める。

実　施　担　当	危機管理防災局　都市政策部　土木部　農林水産部　各区役所
防災関係機関	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所　北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所　県

１　海岸・河川・港湾施設等の耐震化・耐浪化

海岸保全施設、河川管理施設、港湾施設及び許可工作物については、海岸管理者、河川管理者、港湾管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化・耐浪化、及び津波被害を減らす施設整備の促進を働きかける。

２　避難施設等の整備

(1)　避難施設の整備

津波が到達するまでに、浸水想定区域の外や津波避難ビルなどの堅ろうな建物へ避難することが困難な地域において、必要性を検証したうえで、高台などの避難施設の整備を図る。

(2)　避難路の整備

高台や津波避難ビル等までの避難路となることが予想される道路機能を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努める。また避難路の整備にあたっては、要配慮者や当該地域に不案内な観光客等の避難に配慮する。

３　津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき県が設定する津波浸水想定を踏まえ、市は、必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

(1)　推進計画に記載する内容

ア　推進計画の区域
イ　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
ウ　浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
エ　津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務